

令和2年度版
(令和元年度実績)

知立の環境

知立市

目 次

I	知立市の概況	
1	市の概況	1
II	環 境 行 政	
1	環境行政機構	3
2	公害防止活動	4
3	法の体系	5
4	公害防止協定	6
5	市の公害防止指導基準	7
①	水 質	8
②	大 気	9
③	騒 音	9
④	振 動	9
⑤	悪 臭	10
6	届出の状況	11
①	大気汚染関係	11
②	水質汚濁関係	12
③	騒音関係	12
④	振動関係	13
⑤	悪臭関係	14
⑥	地盤沈下関係	14
III	公 害 苦 情	
1	公害苦情の状況	15
①	典型7公害の苦情及び公害苦情として処理している典型7公害に準ずる苦情--	15
②	土地の適正管理に係る苦情	16
IV	大 気 汚 染	
1	大気汚染の概況	17
2	大気汚染測定地点	18
3	大気汚染測定結果	19
①	県大気汚染測定局	19
②	二酸化硫黄調査（期間調査）	20
③	デポジットゲージ法による降下ばいじん量	22
④	ダイオキシン類大気環境調査	23
⑤	一酸化炭素調査	23
⑥	クリーンセンター環境測定結果	23
V	水 質 汚 濁	
1	水質汚濁の概況	24
①	人の健康の保護に関する環境基準	24
②	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	25
2	河川水質採水地点	26
3	河川水質測定結果	27
①	主要河川水質測定結果	27
②	その他河川水質測定結果	30
③	ダイオキシン類水環境（水質）調査	31

VI	騒音・振動	
1	騒音・振動の概況	3 2
	① 環境基準	3 3
	② 特定工場等の規制基準	3 4
	③ 特定建設作業の規制基準	3 5
	④ 航空機からの拡声機騒音の規制	3 6
	⑤ 拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制	3 6
	⑥ 深夜営業騒音の規制	3 7
	⑦ 深夜における音響機器の使用規制	3 7
	⑧ 風営法に係る規制	3 7
	⑨ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	3 8
	⑩ 自動車騒音・道路交通振動の要請限度	3 9
2	騒音・振動測定結果	4 0
	自動車騒音・道路交通振動	4 0
3	自動車騒音常時監視調査及び面的評価	4 3
VII	悪臭・地盤沈下	
1	悪臭の概況	4 4
	① 悪臭防止法	4 4
	② 県民の生活環境の保全等に関する条例	4 4
2	地盤沈下の概況	4 7
	① 地盤沈下水準点結果	4 7
	② 地下水位測定結果	4 7
VIII	土 壌 汚 染	
1	土壌汚染の概況	4 8
IX	環 境 啓 発	
1	生活排水対策	4 9
2	食用廃油回収事業	5 0
X	補 助 金 交 付 事 業	
1	浄化槽設置整備事業補助事業	5 1
2	住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業	5 2
XI	知立市電気自動車等充電スタンド運用事業	
1	充電スタンドの概要と運用	5 4
XII	知立市温室効果ガス(CO₂)排出量	
1	知立市温室効果ガス(CO ₂)算定基準	5 5
2	知立市温室効果ガス(CO ₂)排出量の算出結果	5 5
	用 語 解 説	
	用語解説	5 6
	資 料	
	知立市環境基本条例	6 6
	知立市環境審議会規則	7 2
	知立市あき地環境保全条例	7 3
	知立市環境美化推進条例	7 5

I 知立市の概況

1 市の概況

知立市は愛知県のおぼ中央に位置し、東西最長5.8km、南北最長4.6kmの菱形上の市域で、名古屋市から東南に約25kmの位置にあります。

地形は平坦で山はなく、気候は温暖です。

愛知県の主要都市を結ぶ中間点で交通の要衝として、また名古屋市などへの都市通勤者の住宅都市として発展してきました。

産業の特色としては、自動車関連の中小下請企業が多くあります。

【市の大きさ】

面積	16.31km ²
----	----------------------

【市役所の位置】

東 経	137度3分2秒
北 緯	35度0分5秒
標 高	15m

【人 口】

総 人 口	72,392人
男	38,290人
女	34,102人
世 帯 数	32,541世帯

(令和2年3月31日現在)

【知立市全図】



【産業別事業所数】

区 分	事業所数
農 林 水 産 業	4
鉱 業	—
建 設 業	167
製 造 業	217
卸 売 ・ 小 売 業	560
金 融 ・ 保 険 業	29
不 動 産 業	147
運 輸 通 信 業	54
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1
サ ー ビ ス 業	887
公 務	—
総 数	2,066

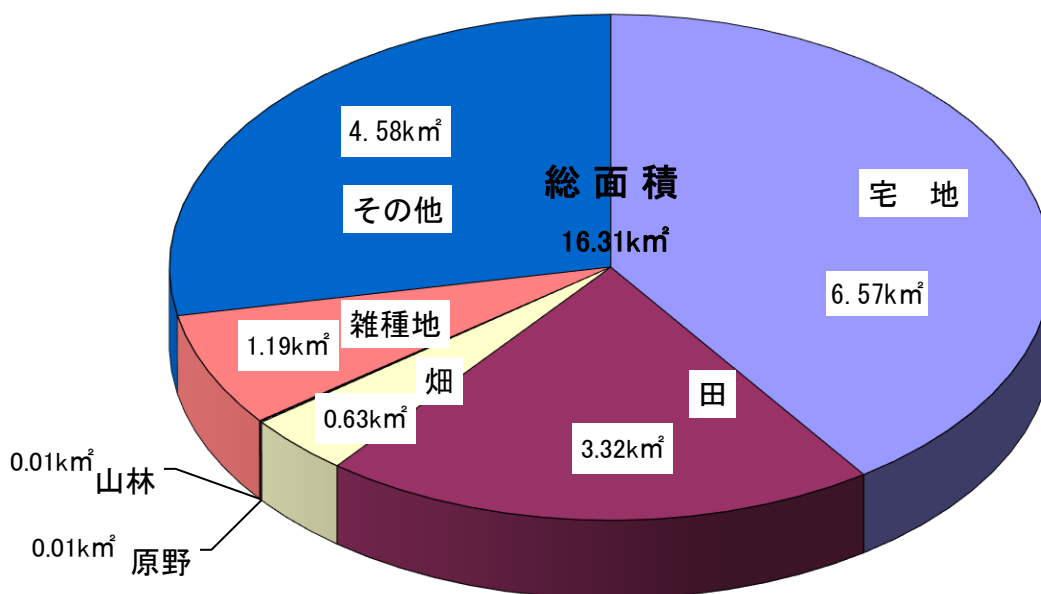
(平成28年6月1日現在)
※「経済センサス-活動調査」より

【市街化用途区域面積】

区 分	面積 ha	構成比 %
市 街 化 区 域	1,081.0	66.28
第1種低層住居専用地域	75.0	4.60
第1種中高層住居専用地域	279.0	17.11
第2種中高層住居専用地域	6.8	0.42
第1種住居地域	493.0	30.23
第2種住居地域	15.0	0.92
準住居地域	13.0	0.80
近隣商業地域	26.2	1.61
商業地域	26.0	1.59
準工業地域	58.0	3.56
工業地域	89.0	5.46
市街化調整区域	550.0	33.72
総 面 積	1,631.0	100.00

(令和2年3月31日現在)
※「知立市の都市計画 令和2年度版」より

【土地利用状況】

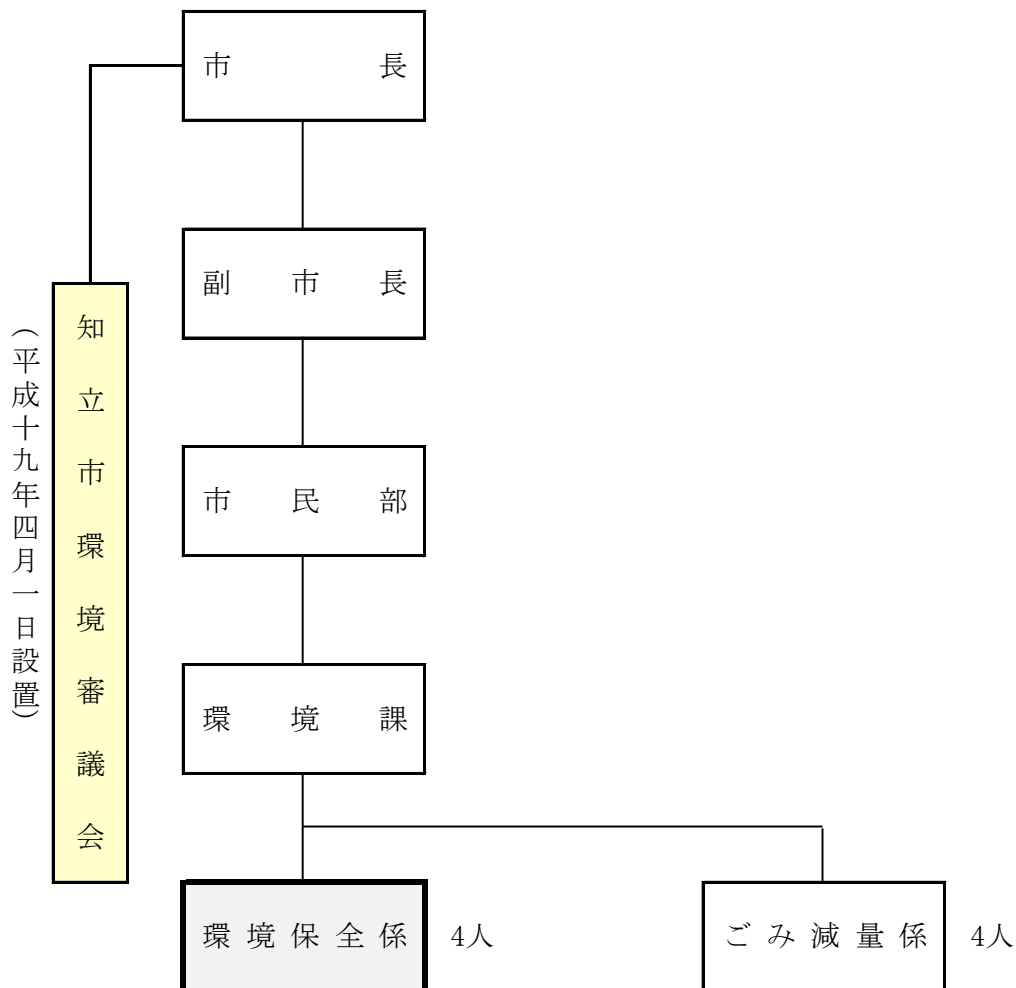


(令和2年1月1日現在)

II 環境行政

1 環境行政機構

(平成31年4月1日現在)



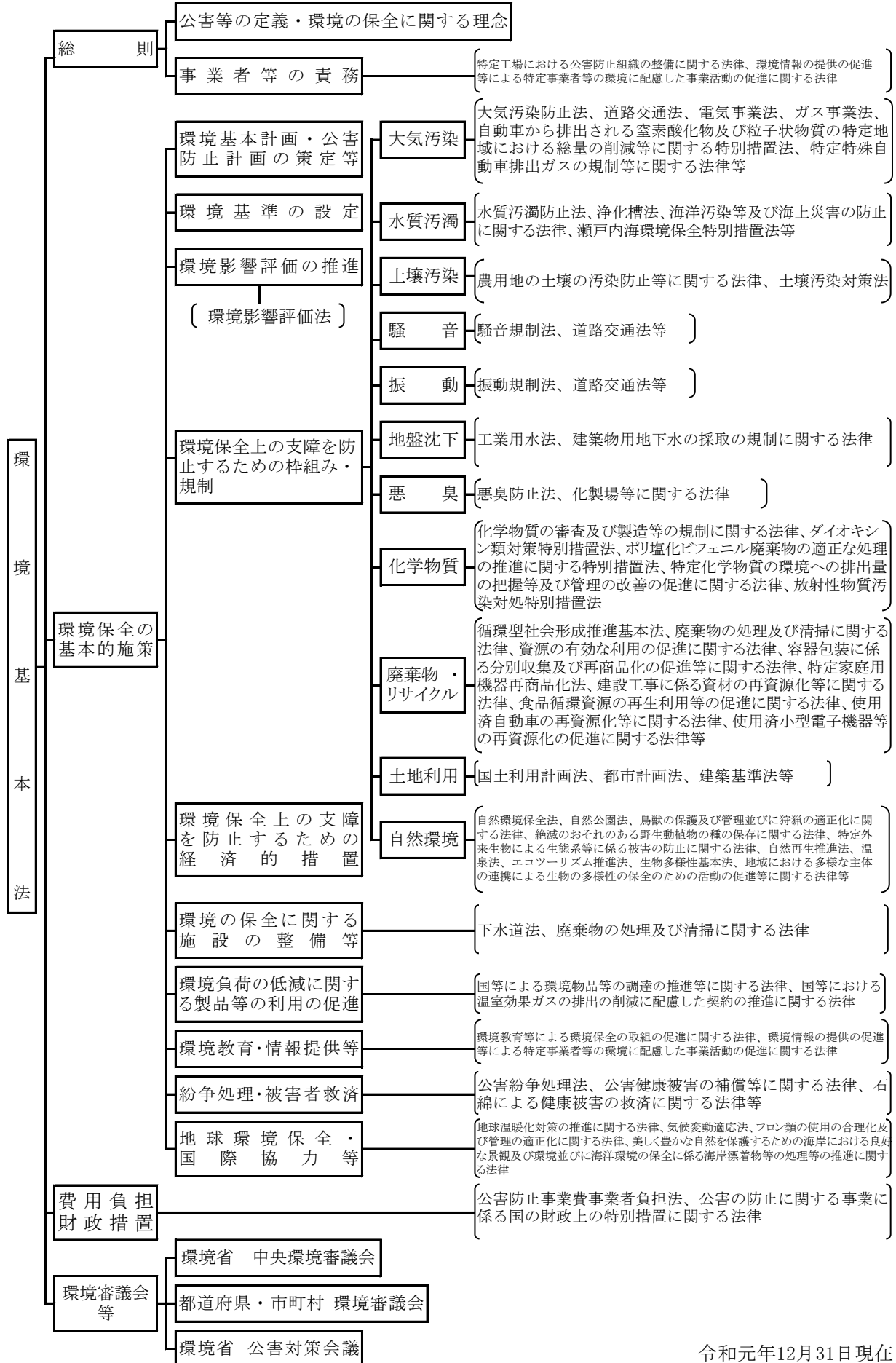
- 1 犬の登録、狂犬病予防に関すること。
- 2 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
- 3 環境衛生事業に関すること。
- 4 公害に関する調査及び相談に関すること。
- 5 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- 6 雑草等の除去に関すること。
- 7 鳥獣の捕獲及び飼養の許可に関すること。
- 8 環境対策事業に関すること。
- 9 簡易専用水道等の指導に関すること。
- 10 他の係の所管に属さないこと。

2 公害防止活動

【公害防止活動の状況】

	調査測定区分	調査回数	個所数	調査項目数
大 気	自動測定機による測定	年間連続	1	4
	二酸化硫黄測定	2回／年	2	1
	降下ばいじん測定	年間連続	1	7
	一酸化炭素	1回／年	2	1
	ダイオキシン類大気環境調査	2回／年	1	3
水 質	主要河川水質調査	6回／年	5	5～36
	その他河川水質調査	2回／年	5	8
	ダイオキシン類水環境調査	2回／年	1	4
	工場排水調査	1回／年	1	8
騒 音 振 動	自動車騒音測定	1回／年	6	1
	自動車騒音常時監視 及び面的評価	1回／年	2	1
	道路交通振動測定	1回／年	2	1
地盤沈下	地下水位測定	12回／年	1	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害苦情申立による調査、指導、処理 ・ 特定施設（騒音、振動、悪臭）及び特定建設作業の監視等の実施 ・ あき地の環境保全に係る実態調査、指導、勧告 ・ 空家対策法に係る実態調査、指導、勧告 			

3 法の体系



令和元年12月31日現在

4 公害防止協定

市は、市内事業所12社12工場と公害防止協定を締結しています。

公害防止協定を締結する理由

- ①公害関係法規を補完し、法規にない独自の指導方法を採用できる。
- ②当該地域の地理的・社会的状況や個別工場等の実態に沿ったきめ細かい公害防止対策を適切に行うことができる。

公害防止協定の内容

- ①法令の規制以下の協定値を設定する。また、法令にない協定値をも設定する。
- ②公害関係施設等の設置、変更などについて事前に協議をする。
- ③事業所自身で水質・騒音等の測定をし、廃棄物の処理状況を合わせてその結果を報告する。

【公害防止協定工場一覧表】

事業所名	所在地	電話	産業分類	締結年月日
黒金化成(株)知立工場	山屋敷町山屋敷25	81-1845	化学工業	S50.2.17
秋田工業(株)	西町逢生13-1	82-2222	自動車部品製造業	〃
中村工業(株)	弘法一丁目8-2	83-0283	自動車部品の焼付け塗装及びリン酸被膜処理	〃
ブラザー精密工業(株)本社工場	池端2丁目43	81-1216	機械器具工業	〃
(株)リケンブラザー精密工業本社工場	谷田町北屋下48	81-1216	機械器具工業	〃
名南熱処理工業(株)	山屋敷町山屋敷25-21	81-1553	金属熱処理加工業	〃
(有)緒川鍍金工業所	山屋敷町向田23	81-0193	メッキ業	〃
日本特殊塗料(株)愛知工場	山町東並木北12	81-8113	塗料製造業	〃
日比野工業(株)	新林町小深田18-1	82-5118	軽金属アルミ部品製造業	S55.6.28
豊臣熱処理工業(株)	牛田町遠新切21-8	82-7338	金属製品熱処理	S56.2.6
フタバ産業(株)知立工場	逢妻町道瀬山110	81-1851	輸送用機械器具製造業	S57.12.23
(株)F U J I	山町茶碓山19	81-8211	電子部品組立機の製造販売	H12.2.1

(令和2年3月31日現在)

5 市の公害防止指導基準

昭和59年1月

(目的)

第1条 新規に立地する企業及び既設企業の公害防止協定の締結にあたり、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭等に関し、地域住民の健康を保護し生活環境の保全を図るため指導基準を定め、これに基づき公害防止協定を締結する。

(公害防止協定締結の条件)

第2条 新規に立地する企業で有害物質排出企業(被覆業、化学薬品業、熱処理業等)

2 従業員50名以上の企業であること。

(水質汚濁防止対策)

第3条 工場排水は公共用水域に定められている排水基準で具体的に別表により基準を定める。

(大気汚染防止対策)

第4条 使用燃料の硫黄含有率0.8(1.5)%以下とする。

2 硫黄酸化物の量をK値で3.5(9.0)以下とする。

()は既設工場

(騒音防止対策)

第5条 用途地域別の規制値よりも5dB(A)下げた値とする。

(振動防止対策)

第6条 用途地域別の規制値を厳守する。

(悪臭防止対策)

第7条 法に定める第1種地域の規制値以下とする。

(土壌の汚染防止対策)

第8条 カドミウム等蓄積性のある有害物質については、工場排水につき検出されないものとする。

(地盤沈下防止対策)

第9条 水利用の合理化などの対策を講ずるものとする。

(別表)

① 水 質

項 目	排 水 基 準 (許容限度)			市 の 指 導 基 準
	国 の 排 水 基 準	県 の 排 水 基 準 (衣 浦 湾 ・ 境 川 等 水 域)		
		既 設 の 工 場 又 は 事 業 場	新 設 の 工 場 又 は 事 業 場	
水 素 イ オン 濃 度 (P H)	5.8以上8.6以下	—	—	6.0~8.5
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	160mg/l (120mg/l)	25(20)~160(120)	25(20)~90(70)	25(20) mg/l
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	海 域 及 び 湖 沼 の み (知 立 市 は 該 当 無 し)			25(20) mg/l
浮 遊 物 質 (S S)	200mg/l (150mg/l)	30(20)~200(150)	30(20)~100(80)	30(20) mg/l
ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量	鉱 油 類 5mg/l	2~5 mg/l	2 mg/l	2 mg/l
”	動 植 物 油 脂 類 30mg/l	5~20 mg/l	10 mg/l	10 mg/l
フ ェ ノ ール 類 含 有 量	5 mg/l	1 mg/l	1 mg/l	検 出 さ れ な い こ と
銅 含 有 量	3 mg/l	1 mg/l	1 mg/l	0.5 mg/l
亜 鉛 含 有 量	2 mg/l	—	—	2 mg/l
溶 解 性 鉄 含 有 量	10 mg/l	該 当 無 し	該 当 無 し	3 mg/l
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	10 mg/l	該 当 無 し	該 当 無 し	3 mg/l
ク ロ ム 含 有 量	2 mg/l	—	—	1.5 mg/l
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	8 mgF/l	—	—	5 mg/l
大 腸 菌 群 数	日 間 平 均 3,000個/cm ³	—	—	日 間 平 均 1,000個/cm ³ 以 下
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	0.03 mgCd/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
シ ア ン 化 合 物	1 mgCN/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
有 機 磷 化 合 物	1 mg/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgPb/l	—	—	0.1 mg/l
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5 mgCr(VI)/l	—	—	0.3 mg/l
砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgAs/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 其 他 の 水 銀 化 合 物	0.005 mgHg/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検 出 さ れ な い こ と	—	—	検 出 さ れ な い こ と
P C B	0.003 mg/l	—	—	検 出 さ れ な い こ と
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2 mg/l	—	—	—
四 塩 化 炭 素	0.02 mg/l	—	—	—
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04 mg/l	—	—	—
1,1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 mg/l	—	—	—
シ ス 1,2ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4 mg/l	—	—	—
1,1,1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	3 mg/l	—	—	—
1,1,2-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06 mg/l	—	—	—
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/l	—	—	—
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/l	—	—	—
1,3-ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.02 mg/l	—	—	—
チ ウ ラ ム	0.06 mg/l	—	—	—
シ マ ジ ン	0.03 mg/l	—	—	—
チ オ ベ ン カ ル プ	0.2 mg/l	—	—	—
ベ ン ゼ ン	0.1 mg/l	—	—	—
1,4-ジ オ キ サ ン	0.5 mg/l	—	—	—
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	10 mgB/l	—	—	—
ア ン モ ニ ア、ア ン モ ニ ウ ム 化 合 物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物	100 mg/l	—	—	—
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1 mgSe/l	—	—	—

- ※ ・ () 内 は 日 間 平 均
 ・ 別 途、暫 定 排 水 基 準 が 存 在
 ・ 水 素 イ オン 濃 度、大 腸 菌 群 数 以 外 の 数 値 の 単 位 は mg/l 以 下

② 大 気

硫黄酸化物排出規制値 (K値)		燃料使用基準 (硫黄含有率)		
国の規制値	市の指導基準	市の指導基準		
9.0	新規工場	3.5	新規工場	0.8%
	既設工場	9.0	既設工場	1.5%

③ 騒 音

(単位はdB)

基準 時間の区分 地域別	国・県の規制基準			市の指導基準		
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌6時	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌6時
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	45	40	40	40	35	35
第1種・第2種住居、準住居地域	50	45	40	45	40	35
近隣商業・商業及び準工業地域	65	60	50	60	55	45
工業地域	70	65	60	65	60	55
その他の地域	60	55	50	55	50	45

④ 振 動

(単位はdB)

基準 時間の区分 地域別	国・県の規制基準		市の指導基準	
	7時～20時	20時～翌7時	7時～20時	20時～翌7時
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	60	55	60	55
第1種・第2種住居、準住居地域	65	55	65	55
近隣商業・商業及び準工業地域	65	60	65	60
工業地域	70	65	70	65
その他の地域	65	60	65	60

⑤ 悪 臭（特定悪臭物質の濃度に係る規制基準）

（単位はppm）

物 質 名	敷地境界線における規制基準			臭 い の 特 徴
	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
ア ン モ ニ ア	1	2	5	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎ臭
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐魚臭
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青くさい刺激臭
ス チ レ ン	0.4	0.8	2	都市ガス臭
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	4	20	発酵した臭い
酢 酸 エ チ ル	3	7	20	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	1	3	6	シンナー臭
ト ル エ ン	10	30	60	ガソリン臭
キ シ レ ン	1	2	5	ガソリン臭
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2	すっぱい刺激臭
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006	汗くさい臭い
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下の臭い
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01	むれたくつ下の臭い

（注）

第1種地域：第1種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用地域

第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業地域、準工業

第2種地域：工業地域

第3種地域：その他地域

6 届 出 の 状 況

① 大気汚染関係

ア 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	18
6	加熱炉	19
11	乾燥炉	2
29	ガスタービン	2
30	ディーゼル機関	15
施設合計		56
届出工場・事業場数		24

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

イ 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	17
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造用に供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	30
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1
施設合計		48
届出工場・事業場数		12

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

ウ 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

施設番号	施設名	施設数
2	堆積場	1
3	コンベア	3
4	破砕機・摩砕機	1
5	ふるい	1
施設合計		6
届出工場・事業場数		1

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

エ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出状況

(令和2年3月31日現在届出なし 愛知県西三河県民事務所調)

オ 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

(1) 粉じん発生施設

施設番号	施設名	施設数
2	堆積場	3
3	コンベア	28
4	破砕機・粉砕機・摩砕機・研磨機	15
5	ふるい	1
施設合計		47
届出工場・事業場数		6

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

(2) 炭化水素系物質発生施設

施設番号	施設名	施設数
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンスタンドの貯蔵施設	4
施設合計		4
届出工場・事業場数		4

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

② 水質汚濁関係

水質汚濁防止法に基づく届出状況

施設番号	施設名	施設数
1の2	豚房・牛房施設	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	8
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2
66	電気めっき施設	1
66の3	旅館業の用に供する施設	10
66の4	共同調理場のちゅう房施設	1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1
66の6	飲食店のちゅう房施設	1
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	5
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
71	自動式車両洗浄施設	12
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	2
72	し尿処理施設	4
指定地域特定施設		32
特定事業場総数	91	(うち指定地域内事業場 11)

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

③ 騒音関係

ア 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場数及び特定施設数

施設の種類の 届出の種類	騒音規制法		県条例	
	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)
1 金属加工機械	74	685	10	74
2 圧縮機・冷凍機等	47	378	85	473
3 土石用破砕機	2	8		
4 織機	1	79	1	2
5 建設用資材製造機械	2	3		
6 穀物用製粉機				
7 木材加工機械	5	11		
8 抄紙機				
9 印刷機械	5	62		
10 合成樹脂用射出成形機	6	51		
11 鋳型造型機	1	5		
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			11	21
13 送風機・排風機等			9	76
14 走行クレーン			1	12
15 洗びん機				
16 真空ポンプ				4
合計	143	1,282	117	662

(令和2年3月31日現在)

イ 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業届出件数

対 象 作 業	届 出 件 数	
	騒 音 規 制 法	県 条 例
1 くい打機等を使用する作業	17	
2 びょう打機を使用する作業	1	
3 さく岩機を使用する作業	170	
4 空気圧縮機を使用する作業	44	
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業		
6 バックホウを使用する作業（80kw以上）	154	
7 トラクターショベルを使用する作業（70kw以上）	8	
8 ブルドーザーを使用する作業（40kw以上）	6	
9 建造物を動力・火薬等で解体破壊する作業		53
10 コンクリートミキサー等を使用する作業		106
11 コンクリートカッターを使用する作業		167
12 ブルドーザー等を使用する作業		361
13 ロードローラー等を使用する作業		235
合 計	400	922

（令和元年度〔平成31年度〕分）

④ 振動関係

ア 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場数及び特定施設数

施設の種類の 届出の種類	振 動 規 制 法		県 条 例	
	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)	特定工場実数 (事業場)	特定施設総数 (台)
1 金 属 加 工 機 械	78	898	1	2
2 圧 縮 機 ・ 冷 凍 機 等	39	239	87	508
3 土 石 用 破 碎 機	2	8		
4 織 機	1	79	1	5
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械				
6 木 材 加 工 機 械				
7 印 刷 機 械	3	36		
8 ゴム練用又は合成樹脂用ロール機				
9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	6	63	1	2
10 鋳 型 造 型 機	1	6		
11 穀 物 用 製 粉 機				
12 デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等			13	28
13 送 風 機 ・ 排 風 機 等			18	168
合 計	130	1,329	121	713

（令和2年3月31日現在）

イ 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業届出件数

対 象 作 業	届 出 件 数	
	振 動 規 制 法	県 条 例
1 くい打機等を使用する作業	21	
2 鋼球を使用して建築物を破壊する作業		
3 舗装版破砕機を使用する作業	18	
4 ブレーカーを使用する作業	165	
合 計	204	0

（令和元年度〔平成31年度〕分）

⑤ 悪臭関係

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等届出件数

施設の種類	工場数
1-口牛房施設	1
合計	1

(令和元年度〔平成31年度〕分)

⑥ 地盤沈下関係

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水設備の届出件数

工場数	揚水施設
8	16

(令和2年3月31日現在 愛知県西三河県民事務所調)

Ⅲ 公害苦情

1 公害苦情の状況

① 典型7公害の苦情及び公害苦情として処理している典型7公害に準ずる苦情

(1) 苦情の件数

令和元年度に受理した公害苦情は23件（前年度比10件減）で、全て典型7公害該当でした。月別では9月が5件と一番多く、次いで10月が4件でした。

(2) 苦情の種類

典型7公害の苦情(23件)の種類をみると大気、悪臭が7件、騒音が6件でした。

(3) 苦情の発生地域

第1種住居地域で10件ありました。

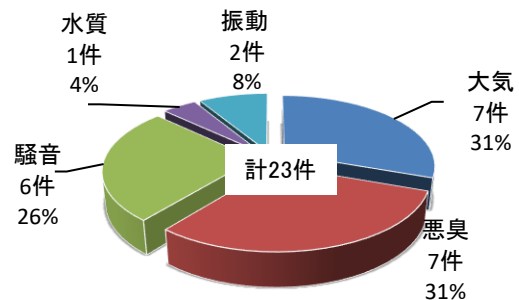
(4) 苦情の発生源

飲食店5件、建設業4件、その他・不明が6件でした。その他・不明6件の内、4件が野焼きでした。

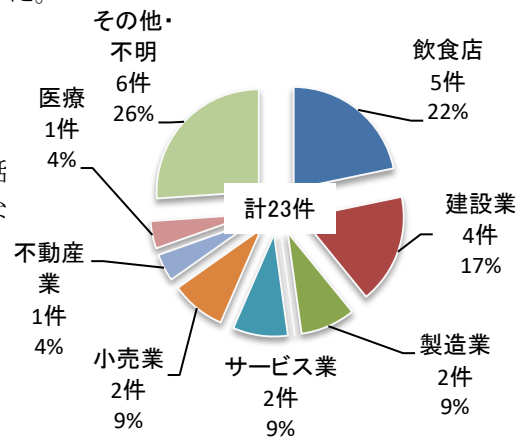
(5) 被害の種類

近年は、法規制では対処できない感覚的・心理的被害が大部分を占めるため、当事者間でよく話し合い、意思の疎通を図ることが苦情解決につながっていくと思われまます。

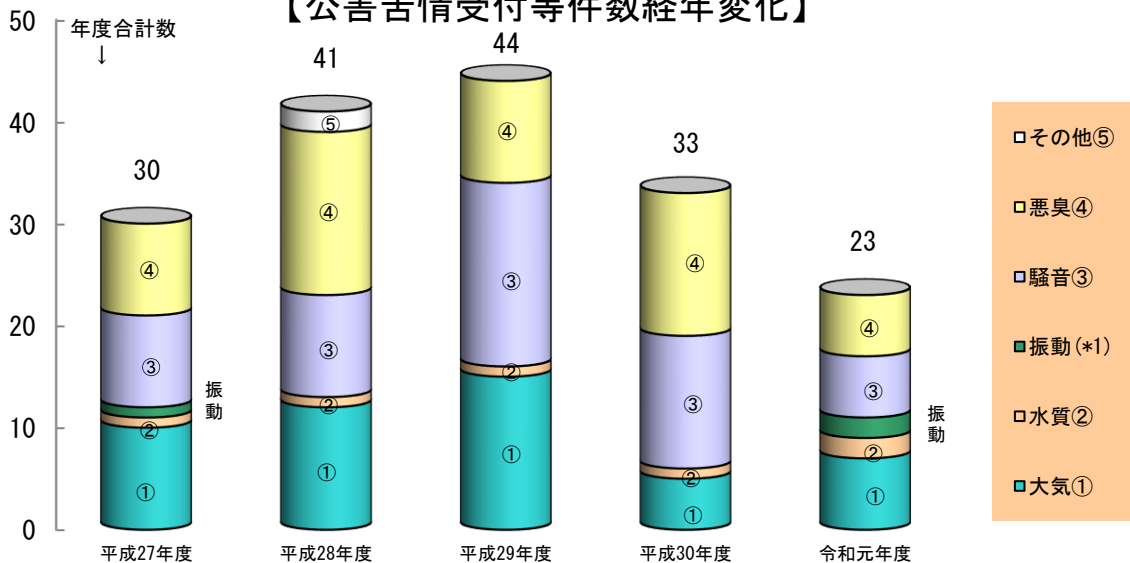
【典型7公害の種類別苦情件数】



【公害苦情発生源別件数】



【公害苦情受付等件数経年変化】



*1「振動」：H27に1件、R1に2件

②土地の適正管理に係る苦情

平成5年4月1日から「知立市あき地環境保全条例」が施行されました。また、平成23年10月1日から「知立市環境美化推進条例」が施行されました。

これらによる、雑草や木々等の土地の適正管理に係る苦情の現状と処理状況を記載します。

(1) 苦情の件数

令和元年度に受理した苦情は28件で、前年度に比べ13件減少しました。

月別にみると、10月に6件、5月、9月に5件の苦情がありました。

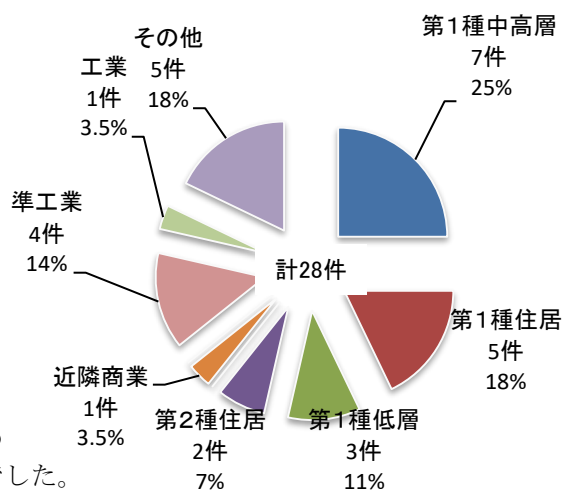
(2) 苦情の発地域

第1種中高層住居専用地域が7件、次いで第1種住居地域で5件となっており、この2地域で、43%を占めました。

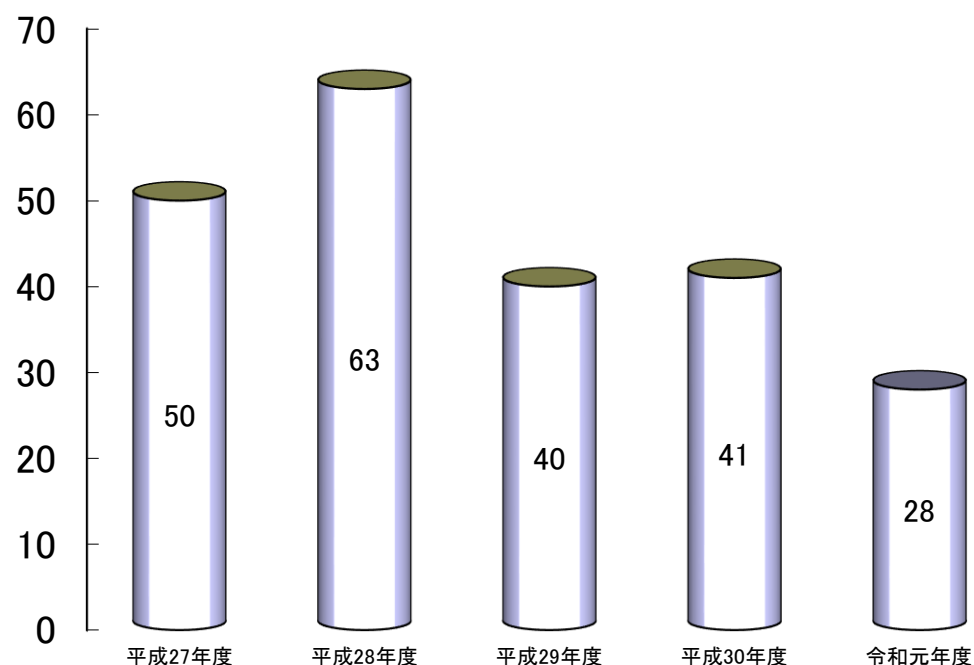
(3) 被害の種類

全て感覚的・心理的被害で、雑草による害虫の発生の恐れ、ごみの不法投棄やタバコのポイ捨てによる火災の恐れがあるというものでした。

【苦情の発地域】



【土地の適正管理に関する苦情受付件数経年変化】



IV 大気汚染

1 大気汚染の概況

大気の組成は、窒素78%、酸素21%、その他1%で高度80kmまでは地球上どこでもほとんど一定ですが、火山の噴火や植物の活動などにより変化します。この自然の変化に加え、人がいろいろな物質を大気中に捨てるとさらに組成や性質が変わってしまいます。そして、汚染された大気は、国境を越え地球の大気全体が汚れてしまうような事態も起きています。

このような地球規模の大気汚染の問題には酸性の雨が降る「酸性雨」、二酸化炭素等が増えて起こる「地球の温暖化」、フロンガス等による「オゾン層の破壊」などがあります。

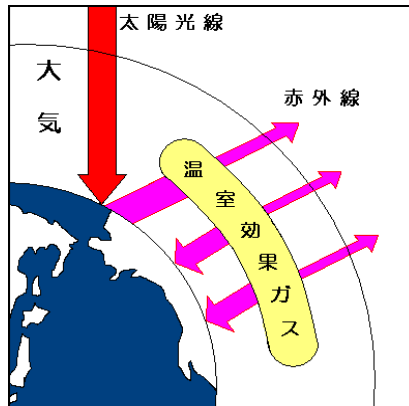
これらの地球規模の問題の解決のためには産業・経済活動への施策だけでなく、私たちのライフスタイルそのものを見直すということが必要となってきています。

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい環境基準の定められた物質のうち、大気汚染に関するものには二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン等及びダイオキシン類があります。

知立市では県の大気汚染測定局による環境測定と、市の測定する紫外線蛍光方式による二酸化硫黄、ハイボリュームエアサンプラーによる重金属・ダイオキシン類及びデポジットゲージ法による降下ばいじんの測定を行っています。

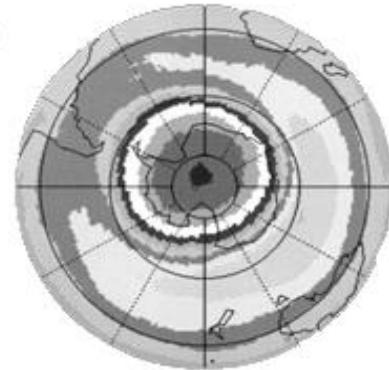
温暖化のメカニズム ▶

太陽からの熱が光と共に地球へ注がれ、地表にあたる。通常、地表にあたった太陽熱は反射され、宇宙空間へ放出される。しかし、その反射された太陽熱が二酸化炭素などの温室効果ガスによってさらに反射され、再び地表へと戻ってくる。これにより大気中の温度が上昇する。



▼ 南極のオゾンホール

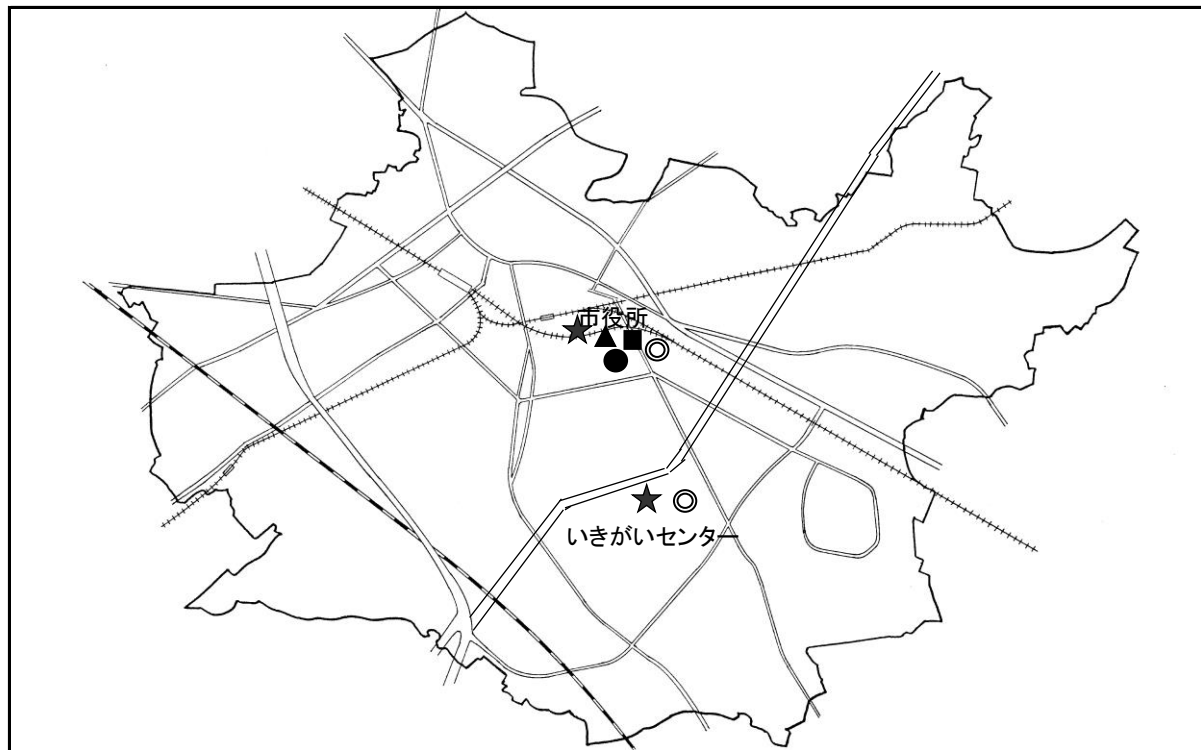
オゾン層の減少はほぼ全地球的に進行しており、南極では毎年、規模の大きなオゾンホールが観測されています。



大気汚染等に係る環境基準及び評価方法

物質名	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmゾーン内又はそれ以下	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が連続しないこと。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15ug/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35ug/m ³ 以下	年間の1日平均値の年間平均値が15ug/m ³ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値が35ug/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	

2 大気汚染測定地点



● 愛知県大気汚染測定局

県が市役所に設置した自動測定機により**二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント**等を測定しており、データは通信回線でリアルタイムに県庁へ送られています。

◎ 二酸化硫黄の測定

知立市役所・いきがいセンターの2か所に二酸化硫黄自動測定機を設置し、大気中の**二酸化硫黄濃度**を連続7日間測定します。（平成14年度より 年2回実施）

★ 一酸化炭素の測定

知立市役所といきがいセンターの2か所で、連続7日間測定を行います。（年1回実施）

■ 降下ばいじんの測定

知立市役所屋上にデポジットゲージを設置し、1か月毎に試料水を採取し**降下ばいじん量**を測定します。（毎月25日交換）

▲ ダイオキシン類(大気)の測定

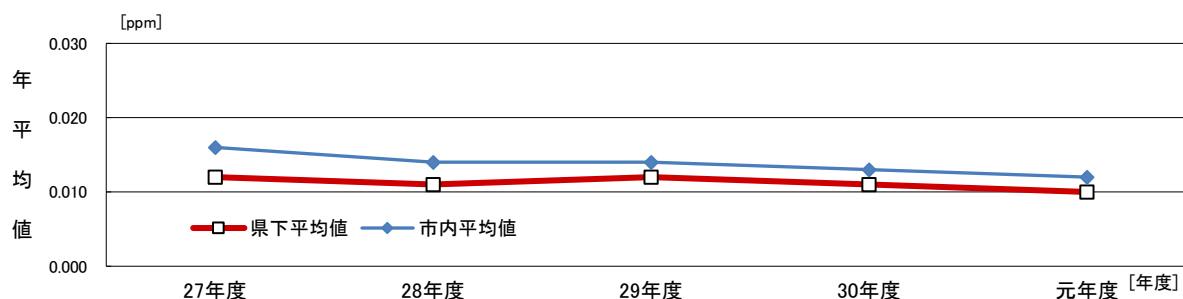
知立市役所屋上にハイボリュームエアサンプラーを設置して、大気中の浮遊物質を7日間連続採取し、その中に含まれる**ダイオキシン類**について分析します。

3 大気汚染測定結果

①県大気汚染測定局

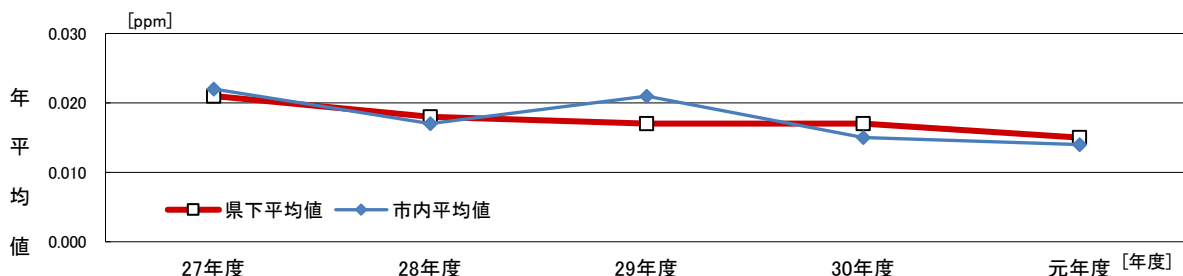
(1) 二酸化窒素 (NO₂)

項目等	測定日数	測定時間	年平均値	1日平均値が0.06ppmを超えた		1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下		1日平均値の年間98%値	1時間値の最高値	環境基準の適否
				日数とその割合	%	日数とその割合	%			
年度	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適○ 否×
27	364	8,675	0.016	0	0.0	0	0.0	0.032	0.058	○
28	364	8,666	0.014	0	0.0	1	0.3	0.030	0.061	○
29	363	8,668	0.014	0	0.0	0	0.0	0.030	0.059	○
30	304	7,280	0.013	0	0.0	1	0.3	0.030	0.056	○
元	365	8,686	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	0.054	○



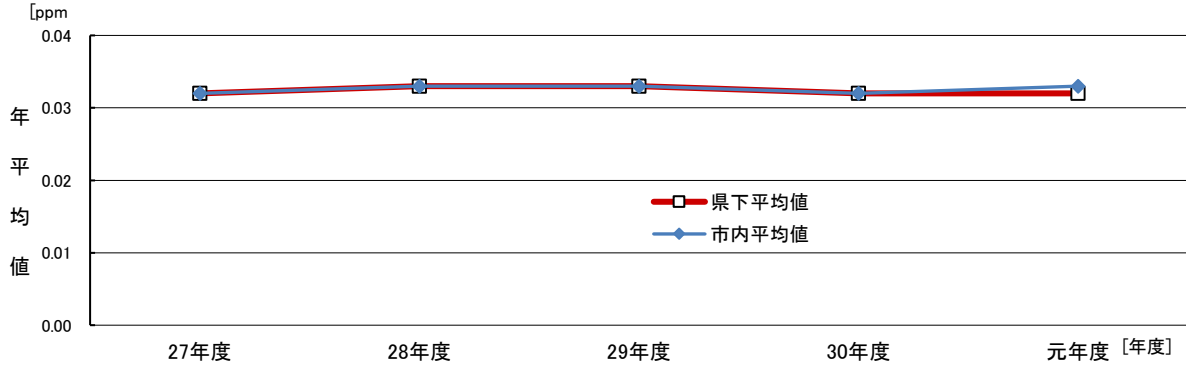
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

項目等	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた		1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた		1日平均値の最高値の2%除外値	環境基準の適否
				時間数とその割合	%	日数とその割合	%		
年度	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	適○ 否×
27	327	8,113	0.022	0	0.0	0	0.0	0.050	○
28	361	8,654	0.017	0	0.0	0	0.0	0.038	○
29	351	8,500	0.021	0	0.0	0	0.0	0.046	○
30	360	8,657	0.015	0	0.0	0	0.0	0.037	○
元	362	8,704	0.014	1	0.0	0	0.0	0.036	○



(3) 光化学オキシダント (Ox)

項目等 年度	昼間		昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 及び日数とその割合			昼間の1時間値が0.12 ppm以上となった時間数 及び日数とその割合				昼間の 1時間値 の最高値		環境基準 の適否	
	測定日数 日	測定時間 時間	年平均値 ppm	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	適○否×
27	366	5,418	0.032	419	7.7	81	22.1	3	0.1	1	0.3	0.144	×
28	365	5,417	0.033	416	7.7	82	22.5	0	0.0	0	0.0	0.115	×
29	365	5,429	0.032	409	7.5	84	23.0	0	0.0	0	0.0	0.103	×
30	365	5,432	0.032	389	7.2	73	20.0	1	0.0	1	0.3	0.123	×
元	366	5,442	0.033	382	7.0	80	21.9	3	0.1	1	0.3	0.133	×



② 二酸化硫黄調査 (期間調査)

平成13年度までは二酸化鉛法による硫黄酸化物の測定を行い、経年変化の推移をみてきましたが平成14年度からは、①の県大気汚染測定局と同様の自動測定装置を用いて、いきがいセンター及び知立市役所の2箇所にて年2回、各7日間の二酸化硫黄濃度の測定を行っています。

平成14年度から令和元年度までの調査で、環境基準を超えたことはありません。

※平成23年度まで知立文化広場で測定

環境基準

(1) 7月調査 (調査期間：令和元年7月9日～令和元年7月15日) 単位：ppm

項目等 場所	測定日数 日	測定時間 時間	期間平均値 ppm	1時間値が0.1ppmを超えた 時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた 日数とその割合		1日平均値 ppm	1時間値 ppm	環境基準 の適否
				時間	%	日	%			
いきがいセンター	7	168	0.001	0	0.0	0	0.0	0.001	0.005	○
知立市役所	7	168	0.001	0	0.0	0	0.0	0.001	0.005	○

(2) 1月調査 (調査期間：令和2年1月17日～令和2年1月23日) 単位：ppm

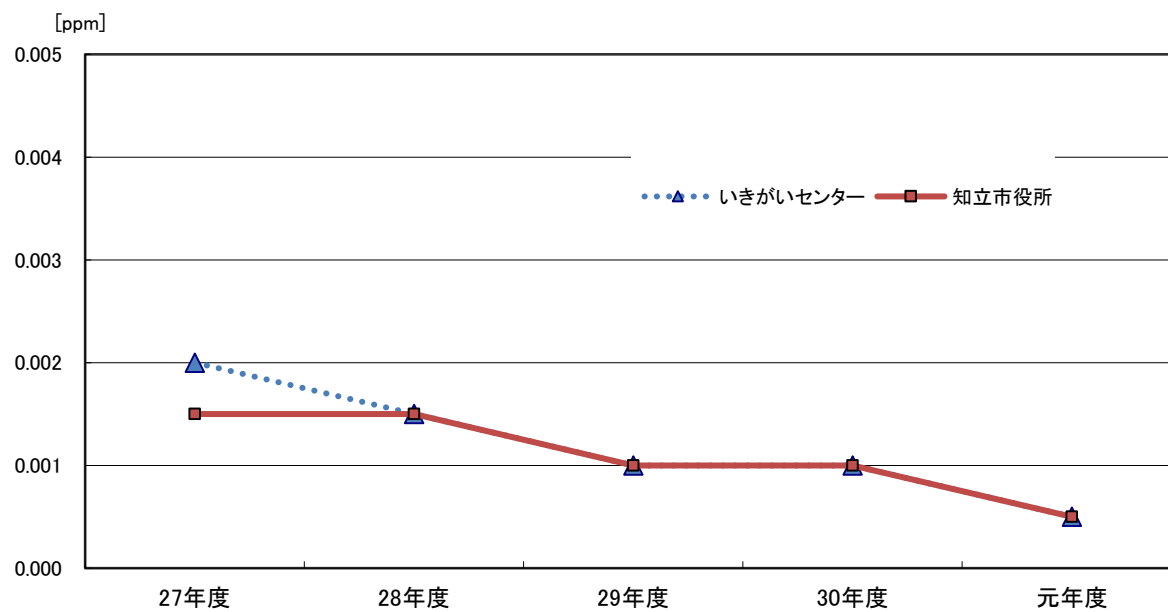
項目等 場所	測定日数 日	測定時間 時間	期間平均値 ppm	1時間値が0.1ppmを超えた 時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた 日数とその割合		1日平均値 ppm	1時間値 ppm	環境基準 の適否
				時間	%	日	%			
いきがいセンター	7	168	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	0.002	○
知立市役所	7	168	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	0.005	○

(3) 調査期間別経過

単位：ppm

各期間 平均値	7月	1月	元年度平均値
い き が い セ ン タ ー	0.0010	0.0000	0.0005
知 立 市 役 所	0.0010	0.0000	0.0005

各年度平均値の推移



③デポジットゲージ法による降下ばいじん量

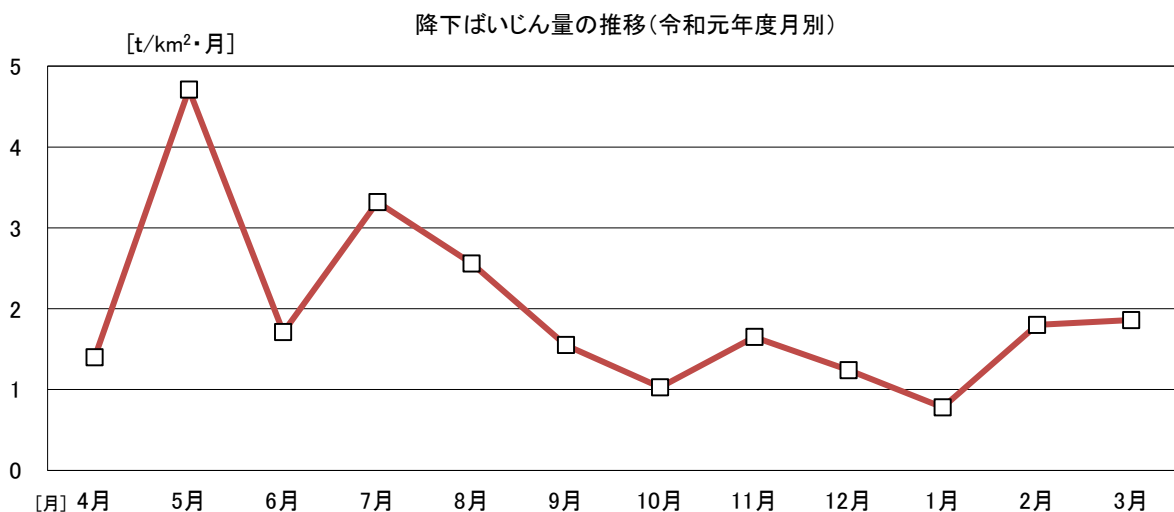
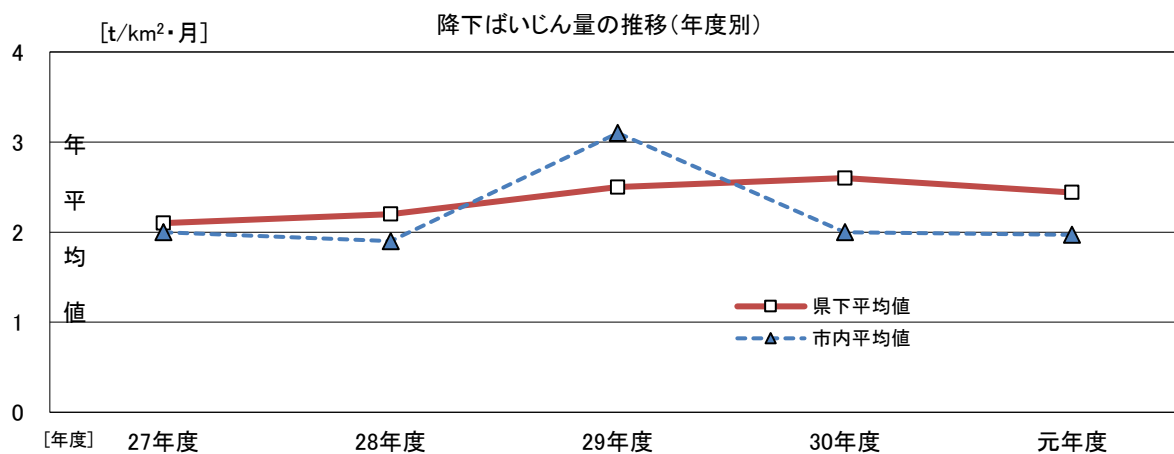
H22年度～知立市役所屋上

単位 (t/km²・月)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値	県 平 均 値
27	1.69	1.88	1.39	1.97	2.42	2.70	1.90	0.99	1.90	2.75	2.30	2.50	2.03	2.1
28	2.80	2.57	1.60	1.84	2.16	3.24	1.06	0.85	1.43	1.10	1.99	2.68	1.94	2.2
29	3.52	3.94	3.48	2.26	2.55	2.02	3.30	1.88	3.55	2.79	3.46	4.24	3.08	2.5
30	3.08	1.90	1.73	1.23	3.51	3.62	1.08	0.90	0.66	1.77	2.21	2.29	2.00	2.6
元	1.40	4.71	1.71	3.32	2.56	1.55	1.03	1.65	1.24	0.78	1.80	1.86	1.97	2.4

県下平均値：県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市が実施した調査結果の平均。

最低値 最高値



④ダイオキシン類大気環境調査（平成13年度から実施）

市役所

単位 (pg-TEQ/m³)

年度	調査時期	夏季 8月	冬季 1月	年間平均値
27		0.011	0.021	0.02
28		0.017	0.020	0.02
29		0.013	0.029	0.02
30		0.007	0.025	0.02
元		0.007	0.042	0.02

平成13年度から令和元年度までの調査で、環境基準値 (0.6pg-TEQ/m³) を超えたことはありません。

※基準値は、ダイオキシン類で最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※1pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム

⑤一酸化炭素調査（平成24年度から実施）

単位 (ppm)

調査地点：知立市役所

調査期間：令和元年7月9日～7月15日

月/日	7/9 (火)	7/10 (水)	7/11 (木)	7/12 (金)	7/13 (土)	7/14 (日)	7/15 (月)	最大値	最小値	平均値
平均値	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2

調査地点：いきがいセンター

調査期間：令和元年7月9日～7月15日

月/日	7/9 (火)	7/10 (水)	7/11 (木)	7/12 (金)	7/13 (土)	7/14 (日)	7/15 (月)	最大値	最小値	平均値
平均値	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3

◎環境基準との比較

調査地点	集計項目	調査結果	環境基準との適否		
			基準値	適○ 否×	
知立市役所	期間平均値	0.2	10.0	○	
	最大値	日平均値			0.3
		1時間値			0.4
いきがいセンター	期間平均値	0.3	10.0	○	
	最大値	日平均値			0.3
		1時間値			0.4

平成24年度から令和元年度までの調査で、環境基準を超えたことはありません。

⑥クリーンセンター環境測定結果（令和元年度）

大気（排ガス濃度）

区分	法令の基準値	環境保全協定値	測定値		
			最高値	最低値	平均値
ばいじん	0.04g/Nm ³ 以下	0.02g/Nm ³ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	250ppm以下	25ppm以下	6.3	1.0未満	2.12
窒素酸化物	250ppm以下	70ppm以下	57	35	47.1
塩化水素	430ppm以下	50ppm以下	6.7	1.5未満	3.45
水銀	0.05g/Nm ³ 以下	0.05mg/Nm ³ 以下	0.017	0.004	0.010
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.0012	0.00000027	0.00026

(刈谷知立環境組合調)

※単位 g/Nm³は1立方メートル中のグラム濃度です。

ppmは質量百万分率を表します。

mg/Nm³は1立方メートル中のミリグラム濃度です。

ダイオキシン類の欄のng (ナノグラム) は10億分の1グラム。

TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く、異性体ごとに毒性が異なるため異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表示。

V 水 質 汚 濁

1 水 質 汚 濁 の 概 況

水質汚濁とは、河川・湖沼・海域等の水質、底質が都市（生活系）排水、工場排水、農業排水等により汚濁されることをいいます。

カドミウム・水銀等による水質汚濁が起これば、飲料水や魚等を通して人の体に被害が生じる恐れがあります。また、有機物による水質の悪化により飲み水の異臭味、農作物や魚介類への被害等、水を利用する上で問題を生ずることがあります。このようなことから水質の環境基準は、人の健康を守るために維持することが望ましい基準として定められる「健康項目」と、生活環境を守るために維持することが望ましい基準として定められる「生活環境項目」の2つから成り立っています。

また、ダイオキシン類の水質に関する環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められています。

知立市における水質汚濁の監視測定は、河川水質測定と主な事業所の排水測定を行っています。事業所の排水については、法・県条例などで規制されているのでかなり改善されています。

しかし、都市化の進展に伴う人口の集中・増加と生活様式の変化に伴い生活排水による汚濁は、以前として水環境の悪化を促す大きな原因となっています。

このため、水質汚濁防止法には、下水道整備、合併処理浄化槽の普及、また地域での実践活動の取組等を推進するなどの行政の責務とともに、国民の責務として調理くず、廃食用油の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけることが盛り込まれています。

なお、平成25年度から水道法等の一部改正に伴い簡易専用水道や飲用井戸等の権限が県から市へ移譲されました。

水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		

備 考

- 1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ以上	—
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

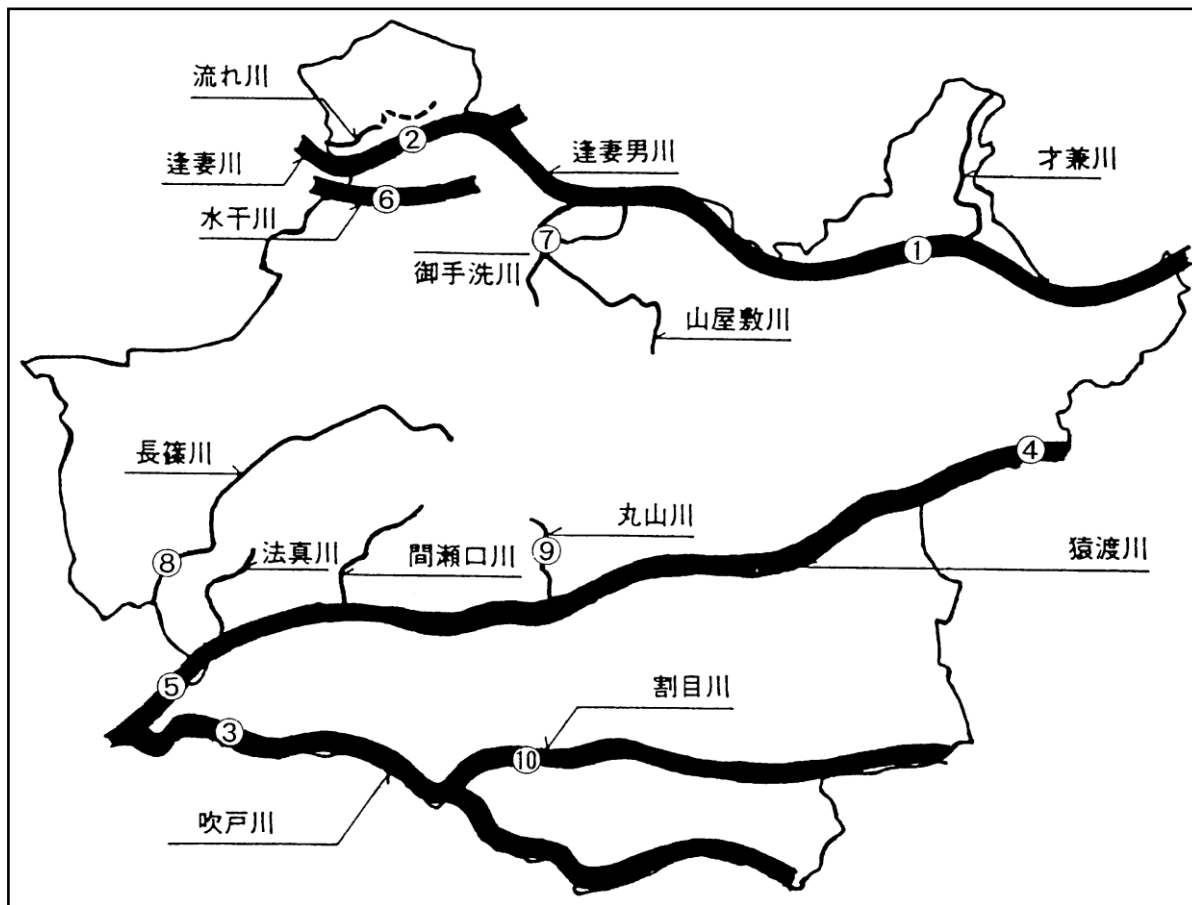
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 河川水質採水地点



主 要 河 川

- ① 逢妻男川 (C類型)
(西逢妻橋)
- ② 逢妻川 (C類型)
(逢妻橋)
- ③ 吹戸川
(吹戸橋)
- ④ 猿渡川 (C類型)
(猿渡川橋)
- ⑤ 猿渡川 (C類型)
(重中橋)

そ の 他 河 川

- ⑥ 水干川
- ⑦ 御手洗川
- ⑧ 長篠川
- ⑨ 丸山川
- ⑩ 割目川

(注) 逢妻川、猿渡川は、環境基準のC類型河川です。

(令和2年3月31日現在) (前頁参照)

3 河川水質測定結果

①主要河川水質測定結果

採水場所	① 西 逢 妻 橋					
採水日	1. 6. 17	1. 7. 10	1. 9. 17	1. 11. 6	2. 1. 15	2. 3. 16
天候	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温 (°C)	24.0	28.0	28.0	21.0	8.5	7.0
水温 (°C)	21.3	24.2	26.5	19.0	11.0	11.5
水素イオン濃度	6.4	7.5	6.9	6.7	7.1	7.1
溶存酸素量 (mg/l)	11.0	13.0	12.0	16.0	12.0	11.0
浮遊物質 (mg/l)	9.0	3.0	4.0	1.0	4.0	13.0
生物学的酸素要求量 (mg/l)	0.7	1.0	0.9	2.9	2.0	1.7
化学的酸素要求量 (mg/l)	3.6	4.1	3.5	3.6	5.1	4.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	4,600	—	1,400	—	2,300	—
全窒素 (mg/l)	1.70	—	2.80	—	4.60	—
全リン (mg/l)	0.09	—	0.11	—	0.11	—

採水場所	② 逢 妻 橋					
採水日	1. 6. 17	1. 7. 10	1. 9. 17	1. 11. 6	2. 1. 15	2. 3. 16
天候	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温 (°C)	25.5	29.0	28.5	22.0	8.0	7.5
水温 (°C)	22.3	24.5	28.0	19.0	10.3	10.5
水素イオン濃度	6.5	7.5	7.0	6.8	7.2	7.2
溶存酸素量 (mg/l)	12.0	10.0	10.0	14.0	11.0	10.0
浮遊物質 (mg/l)	6.0	4.0	10.0	4.0	3.0	11.0
生物学的酸素要求量 (mg/l)	1.4	1.2	2.2	4.4	7.2	3.6
化学的酸素要求量 (mg/l)	6.1	4.7	4.6	4.5	6.9	5.1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	2,700	—	17,000	—	2,100	—
全窒素 (mg/l)	1.90	—	2.30	—	5.10	—
全リン (mg/l)	0.12	—	0.14	—	0.23	—

採水場所	③ 吹 戸 橋					
採水日	1. 6. 17	1. 7. 10	1. 9. 17	1. 11. 6	2. 1. 15	2. 3. 16
天候	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温 (°C)	26	29.0	28.5	22.0	9.0	8.5
水温 (°C)	22.5	24.8	28.0	19.5	10.5	11.5
水素イオン濃度	6.6	7.4	6.8	6.8	7.0	7.2
溶存酸素量 (mg/l)	12.0	11.0	13.0	11.0	9.7	10.0
浮遊物質 (mg/l)	6.0	2.0	10.0	12.0	3.0	6.0
生物学的酸素要求量 (mg/l)	1.1	1.3	5.0	5.2	3.3	2.4
化学的酸素要求量 (mg/l)	5.2	3.6	10.0	6.7	5.4	5.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	2,300	—	28,000	—	4,400	—
全窒素 (mg/l)	1.50	—	2.10	—	2.70	—
全リン (mg/l)	0.10	—	0.33	—	0.14	—

採水場所	④ 猿渡川橋					
採水日	1.6.17	1.7.10	1.9.17	1.11.6	2.1.15	2.3.16
天候	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温 (℃)	24	28.0	28.0	21.0	8.5	7.0
水温 (℃)	21.3	24.0	26.5	19.0	10.5	11.3
水素イオン濃度	6.2	7.4	7.2	6.8	7.1	6.8
溶存酸素量 (mg/l)	14.0	13.0	13.0	17.0	11.0	11.0
浮遊物質 (mg/l)	12.0	5.0	2.0	<1	18.0	8.0
生物学的酸素要求量 (mg/l)	1.7	1.5	0.9	1.6	3.0	1.8
化学的酸素要求量 (mg/l)	6.0	3.9	3.5	4.8	8.2	4.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,300	—	3,300	—	3,800	—
全窒素 (mg/l)	1.00	—	1.10	—	4.20	—
全リン (mg/l)	0.10	—	0.09	—	0.26	—

採水場所	⑤ 重中橋					
採水日	1.6.17	1.7.10	1.9.17	1.11.6	2.1.15	2.3.16
天候	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温 (℃)	26	28.5	28.5	22.0	9.0	8.5
水温 (℃)	22.3	24.0	26.5	19.5	9.7	11.0
水素イオン濃度	6.6	7.3	7.0	7.0	7.3	7.3
溶存酸素量 (mg/l)	10.0	8.4	9.9	11.0	8.5	7.7
浮遊物質 (mg/l)	35.0	4.0	6.0	5.0	6.0	8.0
生物学的酸素要求量 (mg/l)	1.7	1.2	0.7	3.4	2.1	1.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	6.3	4.0	3.1	5.0	4.7	4.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	790	—	2,200	—	11,000	—
全窒素 (mg/l)	1.40	—	1.20	—	3.00	—
全リン (mg/l)	0.13	—	0.11	—	0.20	—

採水日 令和元年6月17日

採水場所	西逢妻橋	逢妻橋	吹戸橋	猿渡川橋	重中橋
陰イオン界面活性剤 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND
PCB (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	1.5	1.7	1.3	0.9	1.2
フッ素 (mg/l)	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1
ホウ素 (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

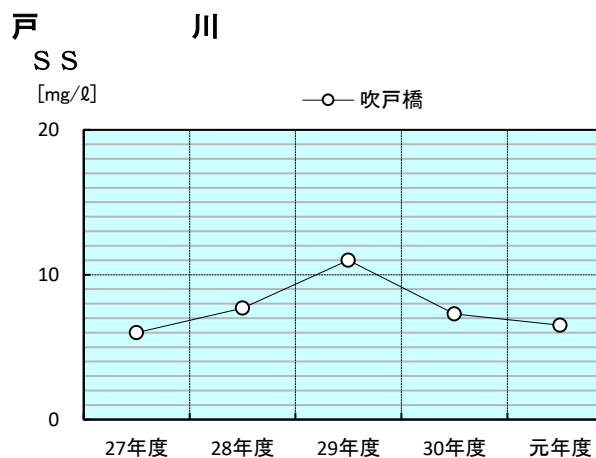
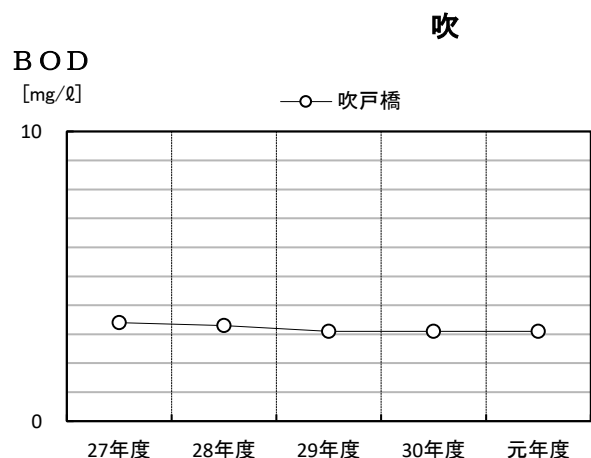
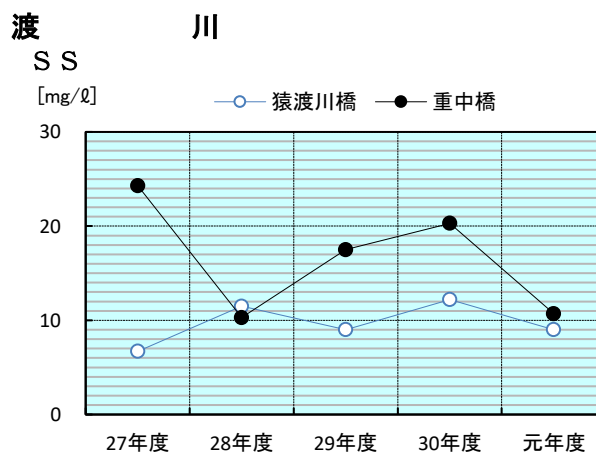
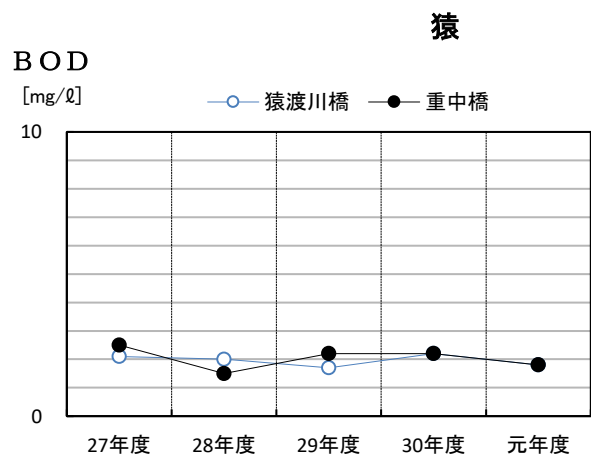
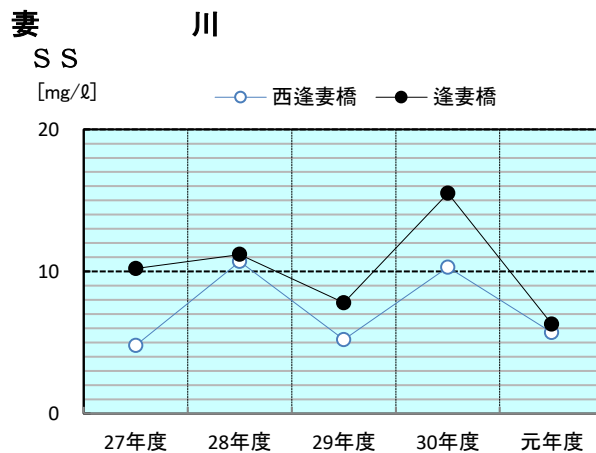
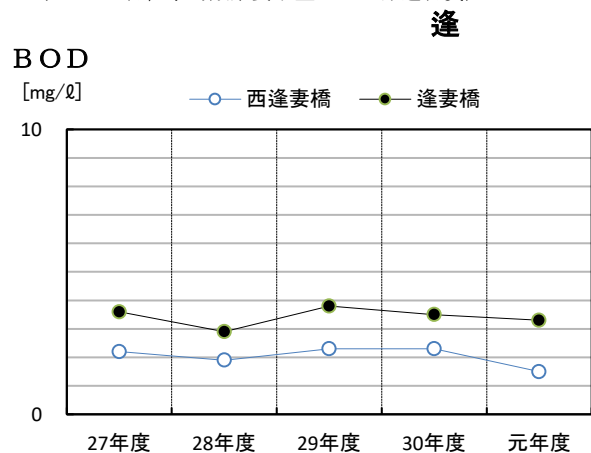
注：検出されずはNDと表示

採水日 令和元年6月17日 採水場所 重中橋

セレン (mg/l)	<0.002	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002
チウラム (mg/l)	<0.0006	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002
シマジン (mg/l)	<0.0003	ベンゼン (mg/l)	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002		

主要河川項目別年度平均経年変化

(BOD：生物化学的酸素要求量・SS：浮遊物質)



②その他河川水質測定結果

採水日 令和元年8月14日 天候：曇

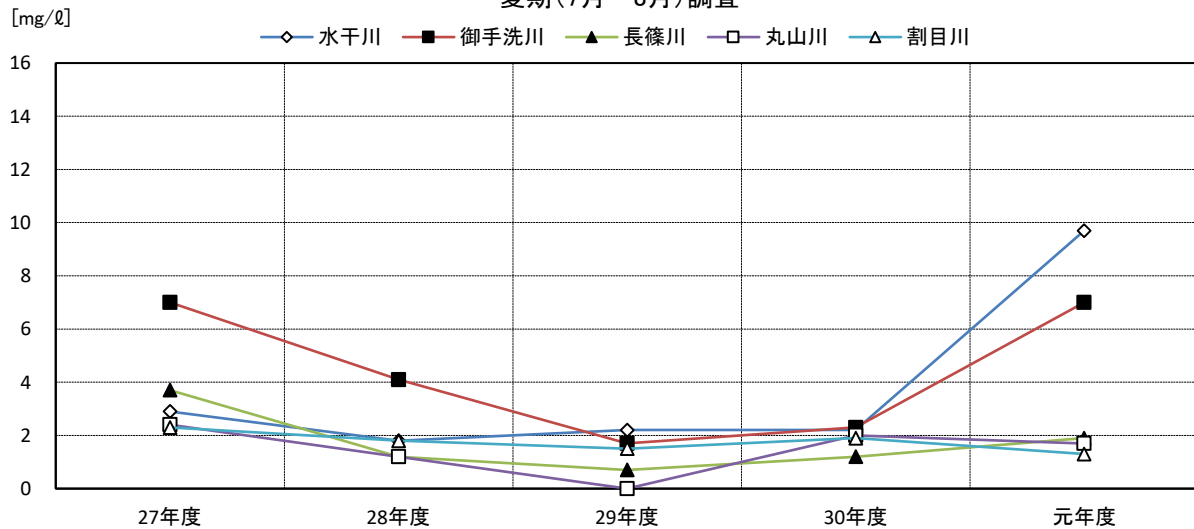
採水場所	水干川	御手洗川	長篠川	丸山川	割目川
気温 (°C)	31.0	32.0	31.5	31.5	31.5
水温 (°C)	28.0	29.0	28.5	30.0	28.0
水素イオン濃度	7.1	6.9	7.2	7.2	7.1
溶存酸素量 (mg/l)	8.4	10	12	9.3	14
浮遊物質 (mg/l)	140	6	9	<1	10
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	9.7	7.0	1.9	1.7	1.3
化学的酸素要求量 (mg/l)	15	7.5	4.9	3.0	3.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	35,000	54,000	4,900	17,000	11,000
全窒素 (mg/l)	0.4	4.2	1.2	1.7	1.2
全リン (mg/l)	0.05	0.33	0.11	0.16	0.10

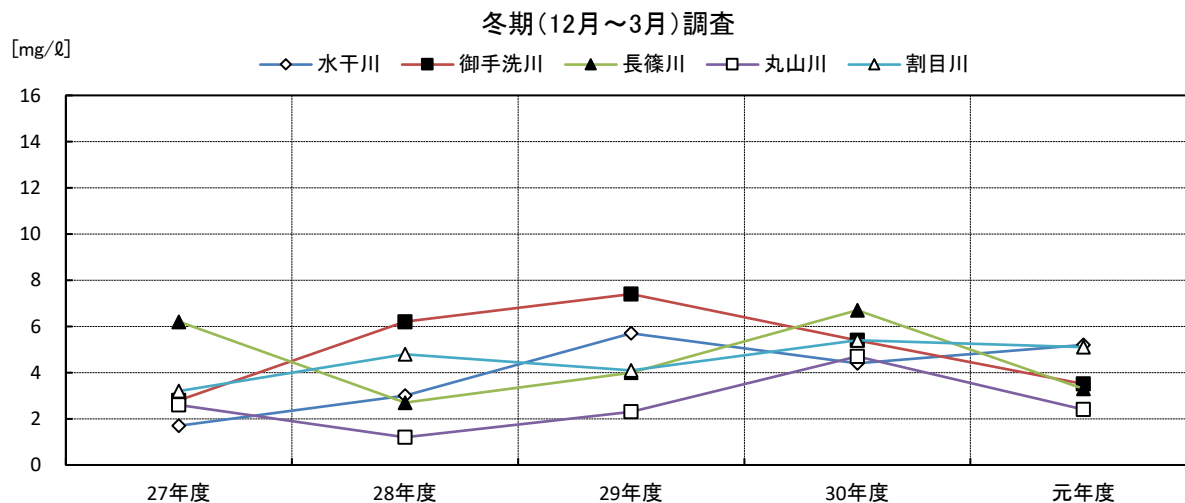
採水日 令和2年2月7日 天候：晴

採水場所	水干川	御手洗川	長篠川	丸山川	割目川
気温 (°C)	3.0	3.5	2.0	1.5	2.0
水温 (°C)	8.0	8.5	4.0	8.0	5.5
水素イオン濃度	7.3	7.0	7.0	6.9	6.8
溶存酸素量 (mg/l)	12	13	14	13	13
浮遊物質 (mg/l)	4	4	1	2	32
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5.2	3.5	3.3	2.4	5.1
化学的酸素要求量 (mg/l)	8.6	8.5	8.2	5.4	11
大腸菌群数 (MPN/100ml)	2,500	96	110	170	390
全窒素 (mg/l)	5.7	8.8	4.1	1.3	3.5
全リン (mg/l)	0.19	0.91	0.29	0.13	0.28

その他河川のBOD経年変化

夏期(7月~8月)調査





③ダイオキシン類水環境（水質）調査（平成12年度から実施）

② 逢妻橋

単位 (pg-TEQ/l)

年度	調査時期		夏季		冬季		年平均値
	採水月日	結果	採水月日	結果			
27	7月15日	0.47	11月25日	0.42	0.45		
28	7月6日	0.74	11月17日	0.42	0.58		
29	7月7日	0.87	11月10日	0.64	0.76		
30	8月8日	0.83	11月7日	0.80	0.82		
元	8月14日	3.20	11月6日	0.23	1.72		

令和元年度夏季の測定で環境基準の超過が見られました。SSの数値も比較的高く、採水時に底質土壌が混ざったことが原因と考えられます。冬季測定で、数値の改善が見られました。

※環境基準は1pg-TEQ/L以下で、1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラムを指します。

VI 騒音・振動

1 騒音・振動の概況

騒音は、「好ましくない音、無い方がよい音」といわれるように音の性格・生活環境・心身の状態などにより、受けとめ方が異なり日常生活の中にある何でもないと思われる音であっても、人により騒音になる場合があります。騒音は個人によって受けとめ方に差はありますが、血圧の上昇・食欲減退などの影響を受けるほか、40デシベル（dB）以上の騒音は睡眠を妨げるとされています。

毎年、騒音苦情は典型7公害の中でも比較的多く、発生源も多種多様で誰もが騒音問題の加害者になりえます。

振動は、一般的には工場等の活動や交通機関の運行等により、人為的に地盤振動が発生し建物を振動させ物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与えるものです。

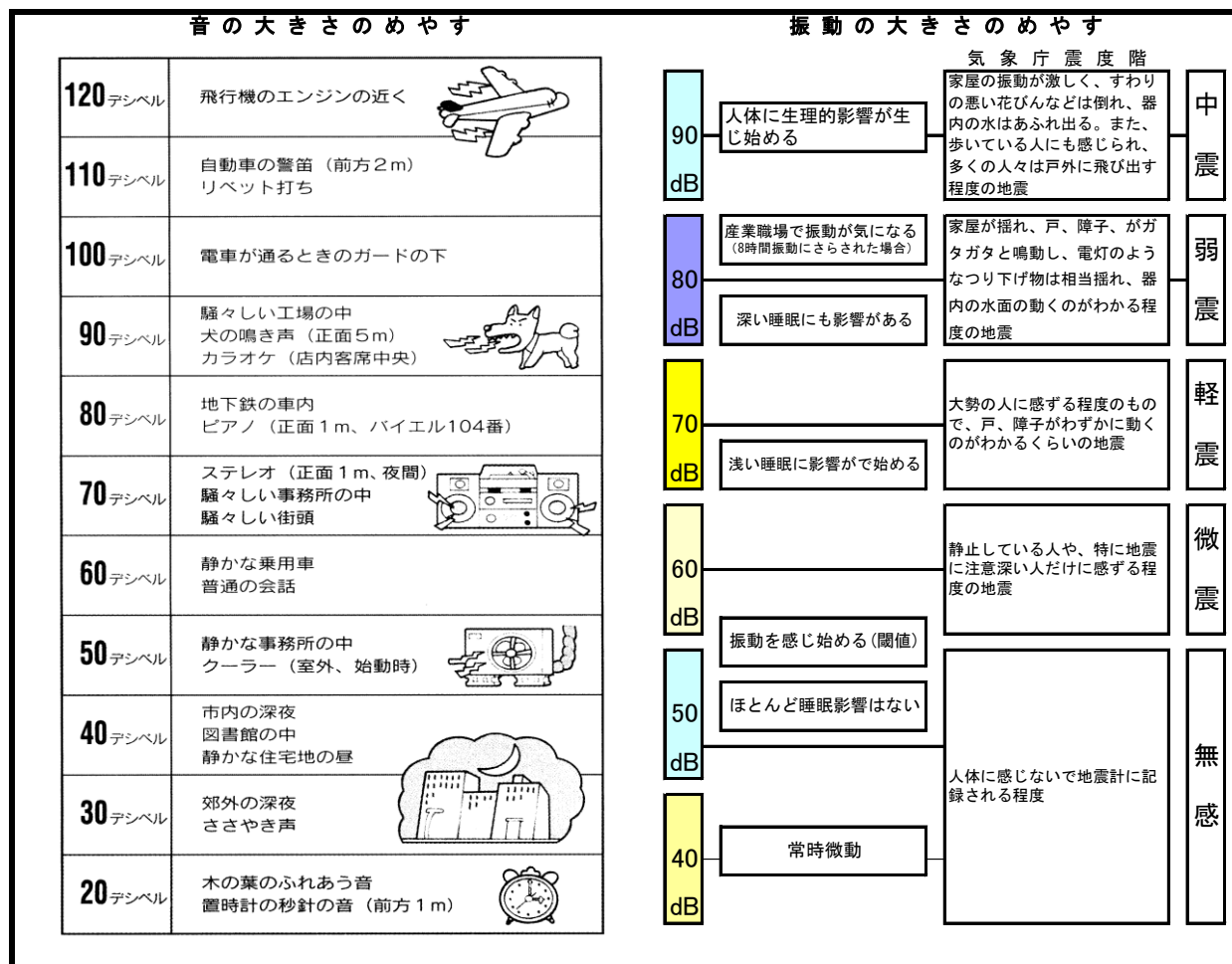
私たちが振動を感じ始めるのは、大体60dBからです。

騒音・振動対策について、騒音は「騒音に係る環境基準」によって、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

「騒音規制法」・「振動規制法」は、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として、工場等、建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制が行われています。

また、道路交通から発生する騒音については、自動車そのものから発生する騒音の許容限度が定められ、交通に伴って発生する騒音については要請限度が定められています。

しかし、騒音・振動の被害は主として感覚的・心理的なもので、法の規制だけで対処できないのが現状です。このような現状のなかで問題を解決するには、近所にちょっとした気配りをする等のコミュニケーションを図ることが重要な解決の糸口と思われます。



①環境基準

道路に面する地域以外の地域、道路に面する地域に係る環境基準（騒音）

類 型	地 域 の 区 分	基 準 値				
		一 般 地 域		道 路 に 面 す る 地 域		
		昼 間	夜 間	地 域 区 分	昼 間	夜 間
A 類 型	1 種 低 住 地 域	55	45	2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域	dB以下	dB以下
	1 種 中 住 地 域					
	2 種 低 住 地 域					
	2 種 中 住 地 域					
B 類 型	田 園 住 居					
	1 種 住 居 地 域			2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域	65	60
	2 種 住 居 地 域					
準 住 居 地 域 調 整 地 域						
C 類 型	近 隣 商 業 地 域	60	50	車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域	60	60
	商 業 ・ 準 工 地 域					
	工 業 地 域					

時間区分： 昼間…6:00～22:00 、 夜間…22:00～翌6:00

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として、次の基準値が定められています。

昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下
備 考	
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※ 平成11年4月1日より等価騒音レベル（LAeq）で評価する。

②特定工場等の規制基準

騒音

地域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌6時
第1種	1種低住・1種中住	45	dB	dB
	2種低住・2種中住 田園住居			
第2種	1種住居・2種住居 準住居	50		40
第3種	調整	60		50
	近隣商業・準工業	65		50
第4種	工業	70		60
	工業専	75		70
	区域外	60		50

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
 2 次の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居及び田園住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。
 （学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園）
 3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工専の境界線から工業又は工専の区域内へ50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

振動

地域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		7時～20時	20時～翌7時
第1種	1種低住・1種中住	60	dB
	2種低住・2種中住 田園住居		
	1種住居・2種住居 準住居	65	55
第2種	調整	65	60
	近隣商業・準工業		
	工業	70	65
	工業専	75	70
	区域外	65	60

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
 2 次の施設の敷地の周囲50mの区域（工業、工専のみ対象）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。（学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園）
 3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工専の境界線から工業又は工専の区域内へ50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

§ 相当程度の騒音・振動発生施設の規制

施設名	原動機の定格出力
送風機（及び排風機）	0.75kW 以上
圧縮機	0.75kW 以上
冷凍機	0.75kW 以上

- ・ ②の特定工場等の規制基準に該当する特定施設を除く
- ・ 特定工場等に設置されるものを除く
- ・ 施設の届出は不要
- ・ 騒音の基準は、②の特定工場等の規制基準と同じ

③特定建設作業の規制基準

規 制 の 種 別		基準値	作 業 時 間		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日	
地域の区分		①②③	①	②	①	②	①②③	①②③	
騒 音	法 及 び 条 例	くい打機・くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業	85 dB	19 時 ～ 翌 7 時 の 時 間 内 で な い こ と	22 時 ～ 翌 6 時 の 時 間 内 で な い こ と	10 時 間 を 超 え な い こ と	14 時 間 を 超 え な い こ と	連 続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 で な い こ と
		びょう打機を使用する作業							
		さく岩機を使用する作業							
		空気圧縮機を使用する作業							
		コンクリートプラント等を使用する 作業							
		(A)バックホウを使用する作業							
		(B)トラクターショベルを使用する 作業							
	条 例	(C)ブルドーザーを使用する作業							
		鉄筋コンクリート造、鉄骨造、 鉄筋鉄骨コンクリート造、ブロック造 の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用 して解体・破壊する作業							
		コンクリートミキサー等を使用する 作業							
		コンクリートカッターを使用する作業							
		(D)パワーショベル・スクレイパを 使用する作業							
		ロードローラー等を使用する作業							
		(A)～(D)以外でこれらに類する 機械を用いる作業							
振 動	法 及 び 条 例	くい打機等を使用する作業	75 dB						
		鋼球を使用して破壊する作業							
		舗装版破碎機を使用する作業							
		ブレーカーを使用する作業							

- (注) 1 特定建設作業の規制基準は、基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損われると認められる場合の改善勧告・命令の発動の要件である。
- 2 基準値は作業現場の敷地境界の値である。
- 3 ①地域とは第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・田園住居地域・近隣商業地域・商業地域及び準工業地域並びに工業地域・工業専用地域内の学校・病院・診療所・保育所・図書館・特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地周囲の80mの区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。
- ②地域とは工業地域である。ただし学校・病院・診療所・保育所・図書館・特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地周囲80mの区域を除く。
- ③地域とは工業専用地域である。ただし学校・病院・診療所・保育所・図書館・特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地周囲80mの区域を除く。
- 4 各建設作業は一定の要件を満たすもの。

S 作業騒音の規制(騒音の基準は、②の特定工場等の規制基準と同じ)

規 制 対 象 作 業
板金、製かん
鉄骨・橋りょうの組立(建設の現場作業を除く)
金属材料の引抜き
鍛造
電気・ガス溶接、金属切断
電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち
音響発生機器(楽器を含む)の組立、試験、調整
内燃機関の試験、調整
工業用ミシンの使用
木材切削等の加工
重量物(原木、原紙、鉄材等)の積込み、積卸し
貨物の搬入、搬出
建設用重機械の使用(建設の現場作業を除く)

④航空機からの拡声機騒音の規制

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

規制対象	商業宣伝を目的とするものに限る
使用禁止時間	17時～翌9時（日・祭日は9時30分）
音量基準	原則として地上で1回転平均65dB以下
飛行高度	約400m
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一地域の上空では2回転まで ○ 他地域への移行時は20秒以上停止 ○ 1回使用ごとに5秒以上休止 ○ 下記の施設の上空では使用禁止（地上で60dB以下の場合は除く） 学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園

⑤拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制

- (1) 学校等（学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園）の施設の敷地周囲50mでは、商業宣伝を目的としての拡声機の使用は禁止。ただし、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。）であって周辺の生活環境をそこなうおそれのないときは除く。

※ 商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

- (2) 商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、a 音量の基準及びb使用方法を遵守しなければならない。ただし、次のアからウの場合は除く。

ア 災害時の広報、その他公共のための使用

イ 選挙運動のための使用

ウ 商業宣伝以外の目的のための一時的使用

※ 一時的に拡声機を使用する場合は、祭礼、盆おどり、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団示威運動等のための使用及び集団の誘導のために使用する場合をいう。

a 音量の基準

地域の区分	時間の区分	
	9時(日・祭日は9時30分)～19時	左記以外
第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域	50	使用禁止
第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域		
田園住居	55	
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域		
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	70	
工業地域	75	
調整区域・区域外	65	

b 使用方法

- ・ 同一場所での1回の使用は10分以内、次の使用まで10分以上休む。
- ・ 2以上の拡声機使用時は、拡声機の間隔を50m以上離す。

S 暴騒音の規制

県民の日常生活を脅かすような著しい騒音を生じさせる拡声機の使用を規制するため、公安委員会において、いわゆる暴騒音規制条例が制定されている。

⑥深夜営業騒音の規制

(1) 規制対象業種

- 飲食店
- バッティングセンター
- 喫茶店
- ゴルフ練習場
- ガソリンスタンド
- テニス場
- 液化石油ガススタンド
- 遊泳場
- ボーリング場
- アイススケート場
- カラオケボックス

(2) 規制時間

- 22時～翌6時

(3) 騒音の基準

地 域 の 区 分	規 制 基 準
第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	dB
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 田 園 住 居	40
近 隣 商 業 地 域 ・ 商 業 地 域 ・ 準 工 業 地 域	50
工 業 地 域	60
工 業 専 用 地 域	70
調 整 区 域 ・ 区 域 外	50

- (注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。
- 2 次の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居、田園住居除く）は上表の値から5dB減ずる。（病院、診療所、特別養護老人ホーム）
- 3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住又は1種住居、2種住居、準住居、田園住居に接する工業、工専の境界線から内側50mの範囲内の基準は上表の値から5dB減ずる。

⑦深夜における音響機器の使用規制

規 制 対 象	使用禁止時間	使 用 禁 止 区 域	対 象 機 器
飲 食 店 喫 茶 店 カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	23時～翌6時	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域・田園住居	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置

※ 音が外部に漏れない場合は使用可能

⑧風営法に係る規制

目的	1 善良な風俗と清浄な風俗環境の保持 2 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止			
規制対象事業	1 風俗営業 キャバレー、社交飲食店、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、 低照度飲食店、区画席飲食店等 2 特定遊興飲食店営業 ナイトクラブ等 3 深夜飲食店営業			
規制内容	人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動			
規制時間帯	1 風俗営業 24時間 2 特定遊興飲食店営業、深夜飲食店営業 午前0時～午前6時			
騒音規制基準	時間の区分	昼間	夜間	深夜
	地域の区分	午前6時～ 午後6時	午後6時～ 翌日午前0時	午前0時～ 午前6時
	第1種低層住居専用地域	55	50	40
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域	ただし、22時以降 は40dB	55	50
	第2種住居地域			
準住居地域				
田園住居	60	55	50	
調整区域				
近隣商業地域				
準工業地域				
工業地域	65	60	50	
工業専用地域				
区域外				
商業地域				
振動規制基準	55dB（地域、時間の区分なし）			
違反に対する措置	1 風俗営業・特定遊興飲食店営業 公安委員会による指示、営業停止、風俗営業許可の取消等 2 深夜飲食店営業 公安委員会による指示、営業停止等			

⑨新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の区分	基準値
I	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域	70
	第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域・第2種住居地域	
	準住居地域・田園住居・調整区域	
II	近隣商業地域・商業地域	75
	準工業地域・工業地域	

⑩自動車騒音・道路交通振動の要請限度

騒音

区 域 区 分			道路に面する区域		幹線道路近接区域
			1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	昼間	65 dB	70 dB	75 dB
	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居	夜間	55	65	70
b	第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	65	75	75
	準住居地域 調整区域	夜間	55	70	70
c	近隣商業地域 商業地域	昼間	75	75	75
	準工業地域 工業地域	夜間	70	70	70

- (注) 1 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。
- 2 昼間6～22時、夜間22～翌6時
- 3 「幹線道路近接区域」とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいう。
- 4 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）並びに自動車専用道路をいう。
- 5 「近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の端から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の端から20メートルまでの範囲をいう。

振動

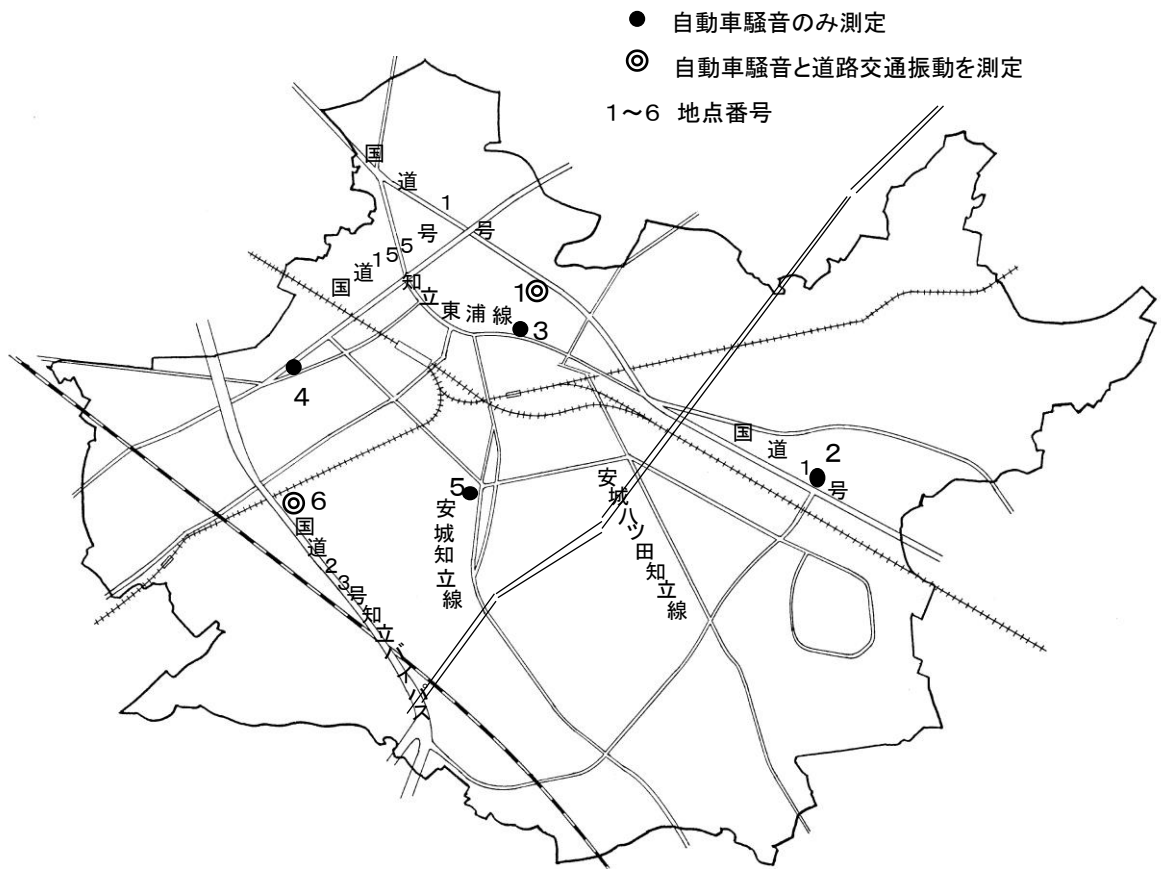
地域の区分		時間の区分	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌7時
第1種	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	65	60
	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域 第2種住居地域		
	田園住居 準住居地域		
	調整区域		
	近隣商業地域 商業地域		
第2種	準工業地域 工業地域	70	65

- (注) 1 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

2 騒音・振動測定結果

自動車騒音・道路交通振動

自動車騒音・道路交通振動測定地点



自動車騒音

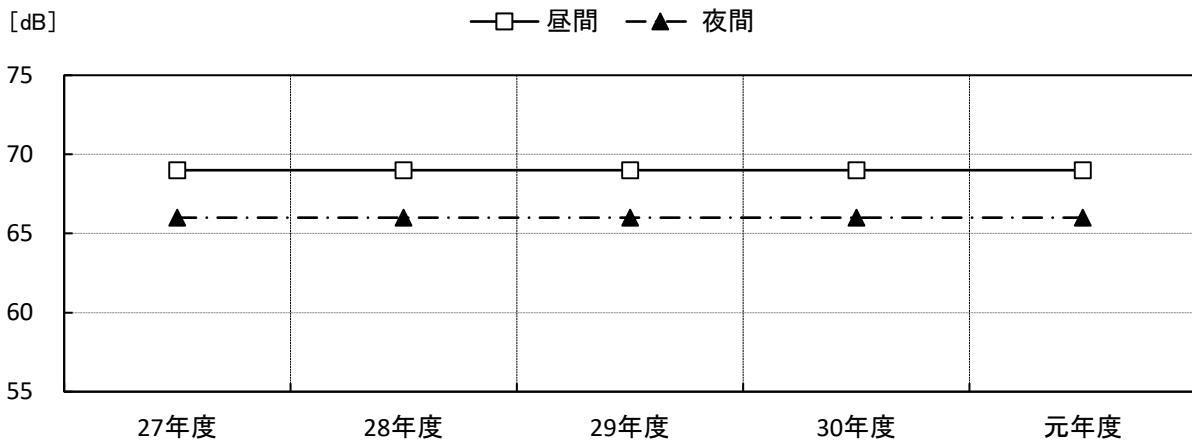
地点番号	路線名 (測定場所)	車線数	道路の端からの距離	測定期間	3日間のエネルギー 平均値dB (LAeq)		1日間のエネルギー 平均値dB (LAeq)		用途地域
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	国道1号 (浄水場)	4	0.5m	R1.11.19～ R1.11.22	69	66	69	66	準住居
2	国道1号 (名阪興業(株))	5	3.2m	R1.11.19～ R1.11.22	62	60	62	60	2種住
3	主要地方道知立東浦線 (知立幹部交番)	2	0m	R1.11.19～ R1.11.22	68	63	68	63	1種住
4	国道155号 (鳥居2号緑地)	4	0m	R1.11.19～ R1.11.22	69	67	69	67	準住居
5	県道安城知立線 (知立消防署)	4	0m	R1.11.19～ R1.11.22	61	55	61	55	1種住
6	国道23号知立バイパス (消防団第4分団詰所)	6	0m	R1.11.19～ R1.11.22	62	60	62	59	1種住
要請限度					75	70			
					環境基準		70	65	

(注) は要請限度を超えたことを表し、 は環境基準を超えたことを表す。

主要路線自動車騒音の経年変化

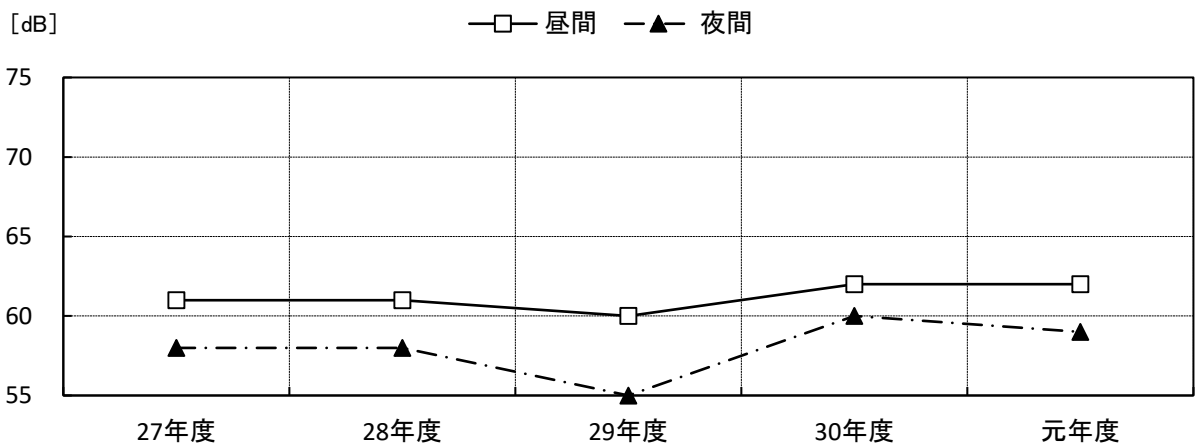
(1) 国道1号（浄水場） 準住居地域 4車線

時間区分		年 度					元	要請限度
		27	28	29	30	元		
昼間	6:00～22:00	69	69	69	69	69	75	
夜間	22:00～6:00	66	66	66	66	66	70	



(2) 国道23号（消防団第4分団詰所） 第1種住居地域 6車線

時間区分		年 度					元	要請限度
		27	28	29	30	元		
昼間	6:00～22:00	61	61	60	62	62	75	
夜間	22:00～6:00	58	58	55	60	59	70	



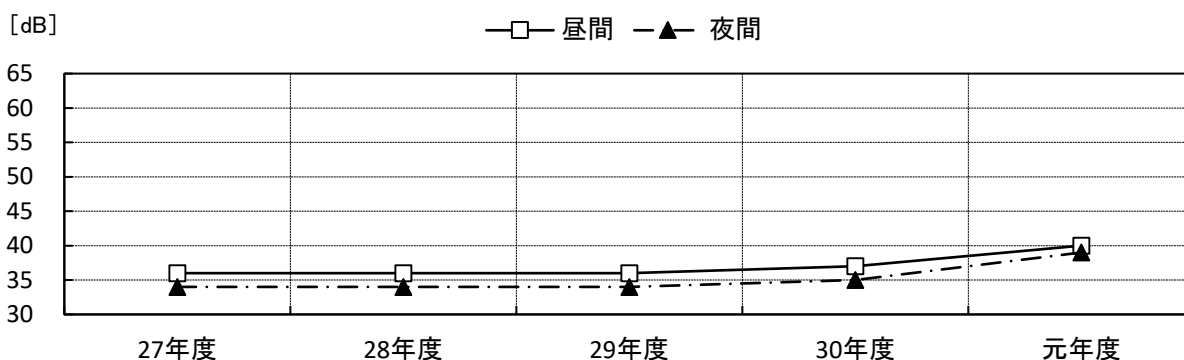
道路交通振動

地点番号	路線名 (測定場所)	車線数	道路境界から 路線までの距離	測定期間	代表と思われる1日間の 時間帯別平均値 (dB)		用途地域
					昼間	夜間	
1	国道1号 (浄水場)	4	0.5m	R1.11.20 ~ R1.11.21	40	39	準住居
6	国道23号知立バイパス (消防団第4分団詰所)	6	0m	R1.11.20 ~ R1.11.21	51	50	1種住

主要路線自動車振動の経年変化

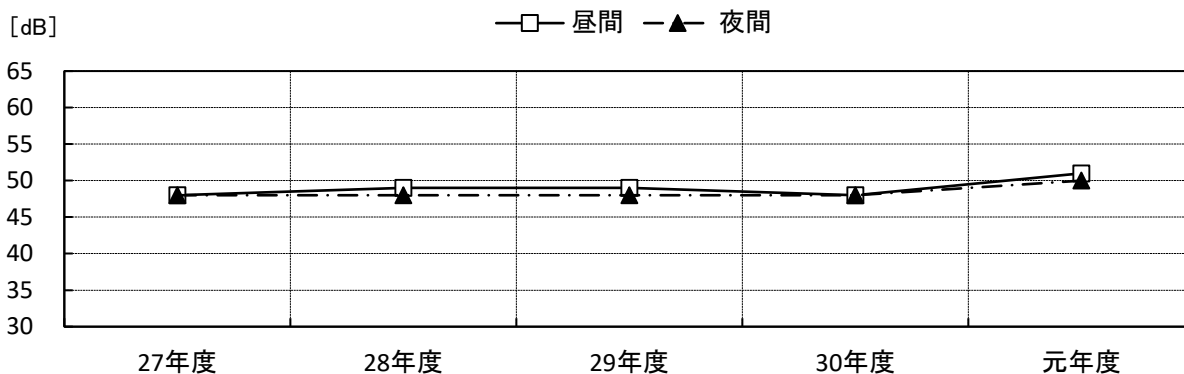
(1) 国道1号 (浄水場) 準住居地域 4車線

時間区分		年度					要請限度
		27	28	29	30	元	
昼間	7:00~20:00	36	36	36	37	40	65
夜間	20:00~7:00	34	34	34	35	39	60



(2) 国道23号 (消防団第4分団詰所) 第1種住居地域 6車線

時間区分		年度					要請限度
		27	28	29	30	元	
昼間	7:00~20:00	48	49	49	48	51	65
夜間	20:00~7:00	48	48	48	48	50	60



3 自動車騒音常時監視調査及び面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）※1の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について、等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するもの。

環境基準達成率の計算例

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数（12戸）}}{\text{評価区間内全戸数（20戸）}} = 60\%$$

※等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもので、人に感じる感覚的なうるささとの対応が良く、国際的にも広く採用されている。

令和元年度自動車騒音調査評価結果

地点番号	道路名	測定地点	測定期間	評価区間		
				起点	終点	区間延長(km)
51	知立東浦線	山町	R1. 11. 20 ～	山町	西町	1. 4
51	知立東浦線	上重原町	R1. 11. 21	上重原町	上重原町	1. 2

路線名	住居等戸数 [戸]	昼夜とも基準値以下 [戸]	昼のみ基準値以下 [戸]	夜のみ基準値以下 [戸]	昼夜とも基準値超過 [戸]	昼夜とも基準値以下 [%]	昼のみ基準値以下 [%]	夜のみ基準値以下 [%]	昼夜とも基準値超過 [%]
知立東浦線	392	390	0	0	2	99	0	0	1
知立東浦線	48	48	0	0	0	100	0	0	0

令和2年度以降の計画（令和元年度現在）

路線名	評価区間の総延長(km)	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(km)		(km)	(km)	(km)	(km)	(km)
		計画	実施	計画	計画	計画	計画	計画
一般国道1号	4. 3					4. 3		
一般国道23号	2. 9			2. 9				
一般国道155号	3. 3				3. 3			
一般国道419号	5. 0			1. 5			3. 5	
知立東浦線	2. 4	2. 4	2. 6					2. 4
豊田知立線	0. 6					0. 6		
安城八ツ田知立線	3. 3				3. 3			
安城知立線	2. 3			2. 3				

Ⅶ 悪臭・地盤沈下

1 悪臭の概況

悪臭は、人の嗅覚を通じて不快感・嫌悪感を与える感覚公害です。発生源は多岐にわたり、牧畜、養豚はもとより製造事業所、家庭生活等から発生する浄化槽・下水からの汚臭、堆肥・有機肥料の腐敗臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭などで、苦情件数の中でも比較的多く発生しています。

悪臭対策については、悪臭防止法と県民の生活環境の保全等に関する条例が定められています。

しかし、人の嗅覚は臭いに対し順応しやすいものですが、個人差がかなり大きいといわれており法条例では対処が困難なケースが多いことが特徴となっています。

①悪臭防止法

工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、健康を保護することを目的としています。

多様化する悪臭公害に備え、複合臭の問題に対応するため、知立市では人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する臭気指数規制を導入し、規制地域の指定と規制基準の設定を行っています。

- (1) 敷地境界線における規制基準
- (2) 気体排出口における規制基準
- (3) 排水水における規制基準

②県民の生活環境の保全等に関する条例

- (1) 悪臭の防止義務

工場等の設置者は、事業活動に伴って生じたアンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をみだりに排出してはならない。

- (2) 悪臭関係工場等の届出対象事業

次の業種の工場は、毎年度終了後1月以内に届出書を提出しなければならない。

- ・畜産農業 豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上）
牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上）
鶏3,000羽以上飼育
うずら20,000羽以上飼育
- ・乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業
- ・コーンスターチ製造業
- ・クラフトパルプ製造業
- ・加硫施設を有するゴム製品製造業
- ・カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業
- ・溶鉱炉を有する製鉄業
- ・化製場
- ・ごみ処理場
- ・紡糸施設を有するレーヨン製造業
- ・製膜施設を有するセロファン製造業
- ・石油精製業
- ・シェルモールド法による鋳物製造業
- ・し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）
- ・終末処理場

- (3) 屋外燃焼行為に関する規制

何人も、次の物質を、屋外で一定の基準を満たす焼却炉を使用しないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合、公益上・社会の慣習上やむを得ない場合、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合を除く。

- ・ゴム
- ・皮革
- ・合成樹脂
- ・ピッチ
- ・油脂
- ・草及び木（木材を含む）
- ・紙
- ・繊維

悪臭物質と主要発生源

悪臭物質	臭気の性質	主要発生源	事業場
アンモニア	尿臭	・畜産農業 ・でん粉製造業 ・魚腸骨処理場	・鶏糞乾燥場 ・化製場 ・フェザー処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	・魚腸骨処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・化製場	・クラフトパルプ製造業
硫化水素	腐った卵臭	・畜産農業 ・化製場 ・魚腸骨処理場 ・でん粉、セロファン、レーヨン製造業	・クラフトパルプ製造業 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・フェザー処理場
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	・魚腸骨処理場 ・ごみ、し尿、下水処理場 ・クラフトパルプ製造業	・化製場
トリメチルアミン	腐魚臭	・畜産農業 ・水産缶詰製造業 ・魚腸骨処理場	・化製場 ・複合飼料製造業
アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	・魚腸骨処理場 ・アセトアルデヒド、酢酸、酢酸ビニル製造工場 ・たばこ製造工場	・複合肥料製造工場 ・クロロブレン製造工場
プロピオンアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	・塗装工場 ・自動車修理工場 ・魚腸骨処理場	・印刷工場
ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	むせるような 甘酸っぱい焦げ臭	・輸送用機械器具製造工場 ・油脂系食料品製造工場 ・その他金属製品製造工場	
イソブタノール	刺激的な発酵臭	・塗装工場 ・印刷工場 ・木工工場	
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	シンナー臭	・繊維工場 ・鋳物工場 ・自動車修理工場	
トルシエン	ガソリン臭	・輸送用機械器具製造工場 ・その他機械製造工場 ・その他金属製品製造工場	
スチレン	都市ガス臭	・スチレン製造工場 ・化粧合板製造工場 ・FRP製品製造工場	・ポリスチレン製造工場 ・SBR製造工場
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	・脂肪酸製造工場 ・畜産事業場 ・でん粉製造工場	・染色工場 ・化製場
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさい臭い 臭い靴下臭	・畜産事業場 ・でん粉製造工場 ・畜産食料品製造工場	・化製場 ・し尿処理場 ・魚腸骨処理場 ・廃棄物処分場

悪臭に係る臭気指数規制の導入について

多様化する悪臭物質や複合臭が原因の悪臭苦情において、物質濃度規制では対応が難しい事例がみられます。

これらの事例にも対応するため、知立市は平成18年10月1日から事業場に対する悪臭規制の方式について、これまでの物質濃度規制に代えて、人間の嗅覚を用いる臭気指数規制を導入しました。

臭気指数規制の概要

臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10} (\text{「臭気濃度」})$$

<計算例> 問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (100) = 20$$

参考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態
 臭気指数12~15 = 気をつければ分かるにおい（希釈倍率16~32倍）
 臭気指数18~21 = らくに感知できるにおい（希釈倍率63~126倍）

規制基準

「工場・事業場の敷地境界（1号基準）」、「気体排出口（2号基準）」及び「排水（3号基準）」に対する規制があり、それぞれに対する規制基準は以下のとおりです。

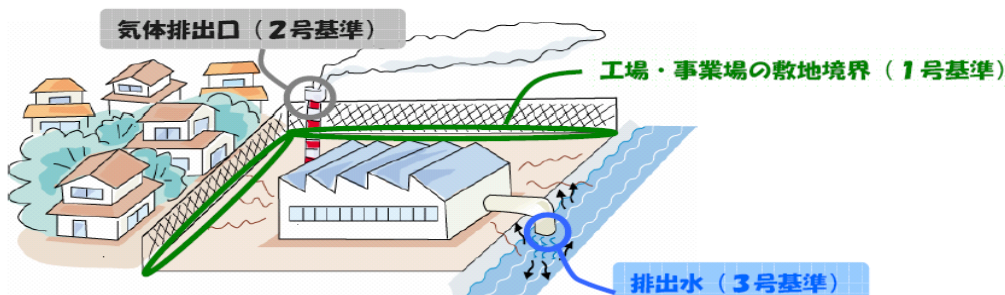
（単位：臭気指数）

規制地域の区分*1	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場・事業場の敷地境界	12	15	18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出*2		
排水	28	31	34

※1 規制地域は地域における悪臭に対する順応状況に応じて、第1種地域（専ら住居の用に供されている地域等）、第2種地域（第1種地域と第3種地域との中間的な地域）及び第3種地域（主として工場の用に供されている地域等）に区分されています。

なお、規制地域の区分を示す図面は、関係市町村及び愛知県環境部大気環境課でご覧になれます。

※2 敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。



2 地盤沈下の概況

地盤沈下は地表面が徐々に沈下していく現象で過剰な地下水の汲み上げによって生じます。その結果、広範囲に長い期間をかけゆっくりと進行するため、人体に感じることはありませんが、建造物等に被害をもたらします。

また、ひとたび沈下すると復元不可能という公害の中でも特異的な性質をもっています。

知立市内においては、国及び県が水準点を設けて測定しており、本市では地下水位を測定しています。

①地盤沈下水準点結果

水準点番号	所在地	初年度真高	平成14年度真高	平成15年度真高	変動量	
					年較差	累積
※ 169	山町御林1-241	15.6582 m	15.7400 m	15.7432 m	0.32 cm	8.50 cm
※ 169-1	西町宮腰84-1	11.2746	11.3785	11.3777	-0.08	10.31
A-122	山町御手洗2-2	12.8023	12.7829	12.7816	-0.13	-2.07
001-337	牛田二丁目102	11.8579	11.9151	11.9134	-0.17	5.55
001-339	中町花山29-3	6.2779	6.3445	6.3447	0.02	6.68
001-340	逢妻町丸坪	6.4694	6.5203	6.5208	0.05	5.14

標高はすべて基準水準点（愛知県豊明市）を不動と仮定し、その標高を38.6468m（昭和28年平均値）とする。なお、平成15年度以降の調査はありません。

※は国土地理院、その他は県が設置

②地下水位測定結果

観測井戸記号	所在地		ストレーナー位置	固定点標高	
TR-3	山屋敷町見社41	ちびっこ広場（公園）	4.6 ~ 5.6m	4.415m	
年度 月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	0.90	1.02	0.98	1.01	1.03
5月	1.09	1.01	1.06	0.95	1.04
6月	1.04	1.07	1.24	1.04	0.96
7月	1.04	1.35	1.32	1.11	0.94
8月	1.22	1.30	1.07	1.00	1.24
9月	1.06	1.27	1.27	0.91	1.24
10月	1.10	1.15	1.09	1.11	1.14
11月	1.25	1.12	1.08	1.25	1.29
12月	1.06	1.02	1.35	1.19	1.41
1月	1.41	1.09	1.19	1.22	1.14
2月	1.03	1.32	1.26	1.43	1.15
3月	0.96	1.27	1.06	1.03	1.01
平均値	1.10	1.17	1.16	1.10	1.13
変動幅	0.51	0.34	0.37	0.52	0.47

※ 変動幅とは、各年における最高値と最低値の差

単位：m

VIII 土 壤 汚 染

1 土 壤 汚 染 の 概 況

土壌汚染は、土壌が直接的あるいは水質汚濁や大気汚染を通じて、間接的に汚染されるものです。

その汚染の原因物質は、揮発性有機化合物、重金属、農薬などの有害物質です。

有害物質を含む土壌や地下水を摂取することにより、健康被害につながるおそれがあります。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐 (り ん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒 素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ほう素及びその化合物	検液10につき1mg以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液10につき0.02mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液10につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること。
チ ウ ラ ム	検液10につき0.006mg以下であること。
シ マ ジ ン	検液10につき0.003mg以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液10につき0.8mg以下であること。
セ レ ン	検液10につき0.01mg以下であること。

IX 環境啓発

1 生活排水対策

近年、川や海の汚れの多くが、私たちの日常生活に伴って排出される炊事、洗濯などの生活排水が原因といわれています。このため、家庭からできるだけ汚れを出さないような努力や取組みをするなど、その対策が重要な課題となっています。

家庭でできる生活排水対策

生活排水は、私たちのちょっとした工夫できれいにすることができます。
美しい川や海を汚さないためにも、次のことに気をつけましょう。

台所ではこんなこと



食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれる分だけ注ぐ。

水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。

食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。

残った油は繕ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。

米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。

食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。

シャンプー・リンスは適量を守りましょう。

お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。

くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

トイレではこんなこと



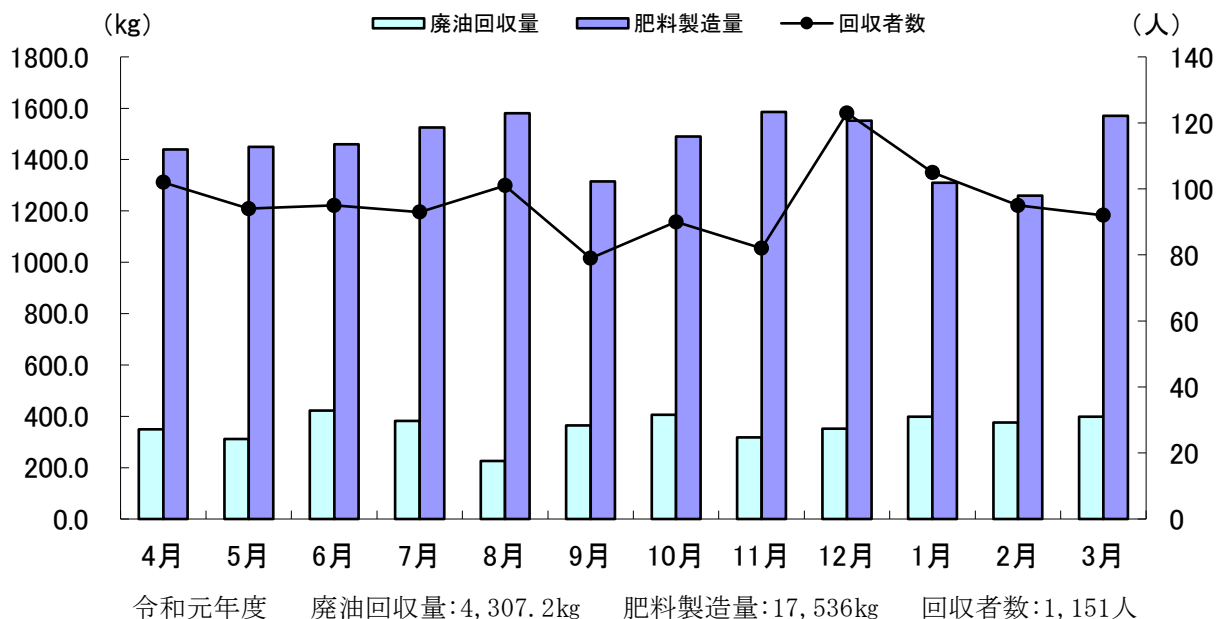
トイレは使用後にちょこちょこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくすみます。

2 食用廃油回収事業

本市では、河川の浄化など環境汚染を防止するとともに、リサイクル活動の一手段として、平成7年9月より、家庭で使用済みとなった食用廃油（てんぷら油）の回収を始めました。

回収は市内公立保育園を中心に13か所で行い、回収された食用廃油は、米ぬかと混ぜて肥料として再利用しています。

食用廃油回収実績及び肥料製造量（月別）



X 補助金交付事業

1 浄化槽設置整備費補助事業

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿の他に台所、洗濯、風呂等の生活排水を合せて処理するもので、し尿のみを処理する単独浄化槽に比べ数倍もきれいな水を放流することができます。

平成16年度より、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽の切り替えに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

①補助制度の概要

◎補助対象地域

公共下水道認可区域を除く市内全域。

◎補助対象者

市内に居住している者で、主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者。

汲み取り式トイレまたは単独浄化槽からの切り替え設置のみ（新築は除く）。

◎補助金の額

人 槽 区 分	限度額
5人槽	460,000円
7人槽	572,000円
10人槽	771,000円

②補助実績

人槽区分 年 度	5人槽 (割合)	7人槽 (割合)	10人槽 (割合)	計	補助金 交付額
平成27年度	3基 60.0%	2基 40.0%	0基 0.0%	5基	2,524千円
平成28年度	3基 50.0%	3基 50.0%	0基 0.0%	6基	3,096千円
平成29年度	2基 50.0%	2基 50.0%	0基 0.0%	4基	2,064千円
平成30年度	1基 50.0%	1基 50.0%	0基 0.0%	2基	1,032千円
令和元年度	0基 0.0%	1基 100.0%	0基 0.0%	1基	572千円

2 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業

地球温暖化対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガスの削減を図るため、住宅用地球温暖化対策設備の設置に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

令和元年度より、太陽光発電システムは一体的導入（エネルギー管理システム（HEMS）、リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V2H）の同時設置）によるものを対象としています。

①補助制度の概要（令和元年度）

◎補助対象者

住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（住宅）

- (1)自ら居住し、又は居住する予定の知立市内の住宅（集合住宅等含む）に施設を設置する者。
- (2)自ら居住するために知立市内の施設付新築建売り住宅を購入する者。

住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（次世代自動車）

平成31年4月1日以後に新車登録した者であって、次世代自動車を自ら使用する目的で購入する者。ただし、電気自動車等充給電設備（V2H）を設置している者に限る。

◎対象システム・補助金の額

対象システム	補助金の額
一体的導入 ・太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム(HEMS) ・太陽光発電システム、電気自動車等充給電設備(V2H)、エネルギー管理システム(HEMS)	25万円 22万円
燃料電池システム	10万円
リチウムイオン蓄電システム	8万円
エネルギー管理システム(HEMS)	8千円
電気自動車等充給電設備(V2H)	5万円
太陽熱利用システム ・強制循環型システム ・自然循環型太陽熱温水器	8万円 4万円
次世代自動車 ・燃料電池自動車(FCV) ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV)	20万円 5万円 5万円

②補助実績

年 度	補助対象システム	補助件数	補助金額
平成27年度	太陽光発電システム	94基	10,702,000円
	太陽熱利用システム	1基	40,000円
	計		10,742,000円
平成28年度	太陽光発電システム	96基	10,734,000円
	太陽熱利用システム	0基	0円
	燃料電池システム	15基	1,500,000円
	リチウムイオン蓄電システム	14基	1,400,000円
	エネルギー管理システム	19基	190,000円
	電気自動車等充給電設備	0基	0円
計		13,824,000円	
平成29年度	太陽光発電システム	76基	8,693,000円
	太陽熱利用システム	2基	160,000円
	燃料電池システム	14基	1,400,000円
	リチウムイオン蓄電システム	25基	2,500,000円
	エネルギー管理システム	21基	210,000円
	電気自動車等充給電設備	0基	0円
	次世代自動車	0基	0円
計		12,963,000円	
平成30年度	一体的導入（蓄電池・HEMS）	10基	2,670,000円
	太陽光発電システム	56基	4,317,000円
	太陽熱利用システム	4基	240,000円
	燃料電池システム	23基	2,300,000円
	リチウムイオン蓄電システム	27基	2,160,000円
	エネルギー管理システム	10基	80,000円
	電気自動車等充給電設備	0基	0円
	次世代自動車	1基	80,000円
計		11,847,000円	
令和元年度	一体的導入（蓄電池・HEMS）	22基	5,500,000円
	一体的導入（V2H・HEMS）	0基	0円
	太陽熱利用システム	1基	40,000円
	燃料電池システム	21基	2,100,000円
	リチウムイオン蓄電システム	18基	1,440,000円
	エネルギー管理システム	11基	88,000円
	電気自動車等充給電設備	0基	0円
	次世代自動車	0基	0円
計		9,168,000円	

XI 知立市電気自動車等充電スタンド運用事業

1 充電スタンドの概要と運用

知立市では、地球温暖化対策の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に進めるため、市役所来庁者駐車場に普通充電スタンドを設置し、平成29年2月から運用を開始しました。

①充電スタンドの概要

設備の内容	普通充電スタンド（200V） 1基
設備の場所	知立市役所 来庁者駐車場（ATMコーナー付近）
対象車両	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）

②充電スタンドの運用

利用時間	午前9時から午後5時まで 1回につき60分以内
利用料金	かかりません

③充電スタンドの利用手続き

事前に環境課にて「電気自動車等充電設備利用申請書」をご提出いただいた後に、利用登録証・利用者番号・暗証番号等を交付します。

利用登録者数 54名（令和2年3月31日現在）

※令和2年4月1日より登録制度を廃止しました。



XII 知立市温室効果ガス(CO₂)排出量

1 知立市温室効果ガス(CO₂)算定基準

本市のエネルギー消費量の算定方法は、環境省発行（平成21年6月）の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」に準拠した算定方法としました。

算定方法は、市単位でデータがあるもの（電気、都市ガス）はB法（積み上げ法）、データがないものはA法（按分法）としました。A法（按分法）は、「都道府県別エネルギー消費統計」から愛知県の消費エネルギーを各活動分野毎に各種指標で知立市に按分する方法です。

（※各種統計値の遡っての修正があったため見直しを行っています。）

2 知立市温室効果ガス(CO₂)排出量の算出結果

○部門別排出量推移（平成29年度は暫定値）

[単位：千t-CO₂]

年 度	産業部門	民生部門	運輸部門	廃棄物部門	合計	平成25年度年度比
平成25年度	120	171	101	10	402	—
平成26年度	123	155	102	9	389	97%
平成27年度	116	147	94	9	366	91%
平成28年度	123	146	88	12	369	92%
平成29年度	130	139	89	7	366	91%

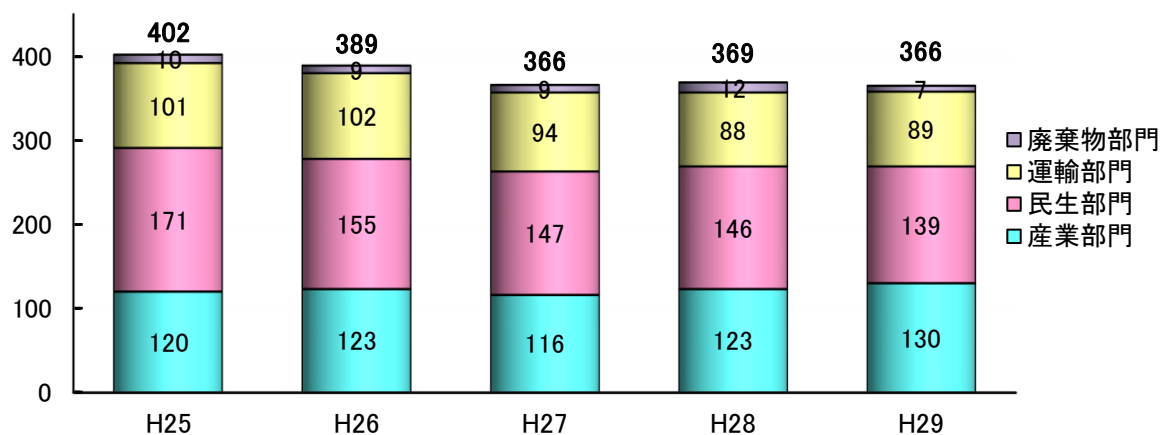
※四捨五入等の関係により合計が合わないことがある。

※平成30年度～令和元年度は、算出元となる環境各種統計値が公開されていないため実績値は未確定。

※確定値にあっても、各種統計値が更新された場合、修正することがある。

[千t-CO₂]

【知立市温室効果ガス(CO₂)排出量算出推移】



総排出量は、第2次知立市環境基本計画の基準年度である平成25年度と比較し、減少傾向を示しています。部門別にみると、民生部門は減少傾向にありますが、産業部門、運輸部門、廃棄物部門においては、ほぼ横ばいとなっています。

解 説

◆ 環境関係用語 ◆

・環境基本法

わが国では、昭和42年に交付された公害対策基本法により、排出規制を中心とした公害対策が実施されてきましたが、地球規模的な環境汚染や破壊が問題となってきた現代では公害対策基本法では適切な対策を実施することができなくなってきました。そのため環境問題を地球規模的、総合的にとらえ、社会システムやライフスタイルを変革していくための新しい政策手法を盛り込み、国際的な取り組みや環境教育といったものを取り入れた法制度が必要となってきました。そこで、地球規模的な環境施策への転換と、平成4年6月にブラジルで開催された地球サミットの成果と合意の実践のために、環境基本法が平成5年11月12日に成立、同年11月19日に公布、施行されました。

・環境アセスメント（環境影響評価）

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

・環境基準

環境基本法は第16条で「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としており、この基準が環境基準と呼ばれるものです。環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。

・環境ホルモン

環境省「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質」（いわゆる「環境ホルモン」）と定義しています。環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本条件に関わるものであり、世代を超えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ビスフェノール A、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

・グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

・公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

・こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブです。各クラブは、小中学生数人から20人程度で構成され、大人（保護者等）が、サポーターとして助言、連絡に当たっています。

・総量規制

一定地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される許容量内に抑えようとする規制方式をいいます。従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水（ガス）の希釈や工場等の新增設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫酸化物について、水質汚濁防止法ではCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

・ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称で、物の燃焼等の過程で非意図的に生成される物質で、塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、Co-PCBには十数種類の異性体が存在します。ダイオキシン類の毒性については、これらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数（TEF）で示し、これを用いてダイオキシン類としての毒性を2,3,7,8-TCDDの等量（TEQ）で表現しています。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国を含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題などがあります。

・地球温暖化

二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、オゾン、フロンガス等は、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させる一方、逆に地表から再放射される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱を逃がさない効果を持っています。この効果はちょうど、温室のガラスが光を通しても熱を逃がさない役目を持っていることにたとえて「温室効果」と呼ばれています。また、温室効果をもつ気体は「温室効果ガス」と呼ばれています。地球の平均気温は、人間や動植物の生存に適した約15℃に保たれており、もし温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18℃になると推測されています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。このまま温室効果ガスの濃度が増えつづけると、2100年には地球の平均気温は約2℃上昇、海面は約50cm上昇すると予測されています。また、

異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系の影響など、生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されています。

・パリ協定

フランス・パリにおいて行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、地球温暖化対策の国際合意を取り決めた協定で、2015 年 12 月に採択され、2016 年 11 月に発効されました。

長期的には、産業革命前からの気温上昇を 2℃より低く抑え、1.5℃未満を努力目標とすることが掲げられています。主要排出国を含む全ての加盟国が、温室効果ガスの具体的な削減目標を申告し、削減量を増やす方向で 5 年ごとに見直すことや、森林などの吸収源の保全・強化、先進国が温暖化対策の資金を提供することと並んで、先進国以外の国も自主的に資金を提供することなどが定められています。

・ppm、ppb

100万分の1を示す単位で、ごく微量の物質の濃度を表すのに用いられます。1ppmとは、1m³の空気中に1cm³、1ℓの水の中に1mgの物質が含まれていることをいいます。水質汚濁では、ppmとはほぼ等しい単位としてmg/ℓを用い、1ℓの中に1mgの物質が存在する状態を1mg/ℓで表します。なお、さらにごく微量の物質の濃度を表す場合には、ppmの千分の1、すなわち10億分の1を表すppbという単位を用いたりします。

・ナノグラム (ng)、ピコグラム (pg)

1 ナノグラム : 1g の 10 億分の 1

1 ピコグラム : 1g の 1 兆分の 1 = ナノグラムの千分の 1

◆ 大気関係用語 ◆

・ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物」と定義されています。

・粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。特定粉じんとは、「粉じんのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」とされており、現在石綿（アスベスト）が特定粉じんに指定されています。一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

・降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したもので、気象条件等の影響を受けるといわれています。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されてもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがあります。

・粒子状物質 (PM)

固体又は液体の粒子からなる物質をいいます。大気汚染防止法に基づき、自動車排ガス規制が行われてきましたが、平成13年6月、自動車NOx法が自動車NOx・PM法に改正され、同法で規制されることとなりました。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいいます。(1ミクロン=1/1000mm)発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか砂の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。大きさが小さいために比較的長期間大気中に滞留するとともに、呼吸器系の深部にまで侵入し、肺胞に残留する等の悪影響を与えます。

・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、正常な雨水でもpHは5.6程度となっています。このため、一般的にはpHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれており、森林や建物に被害を与えたりします。

・オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏にある酸素に強力な紫外線があたることによって生成する物質ですがこの成層圏にあるオゾン層は、生物に有害な太陽からの紫外線の大部分を吸収してくれるという大切な働きを持っています。ところが地上で放出されたフロンはオゾン層まで上昇し、紫外線によって分解されて塩素原子を放出します。オゾンはこの塩素原子と反応することによって破壊されてしまいます。このオゾン層の破壊が進むと、地上に降り注ぐ紫外線の量が増加し、植物への被害や皮膚がんの増加等を引き起こしたりする結果へとつながります。

・フロン

フロンは最初、冷蔵庫の冷却ガスとして1928年にアメリカで発明されましたが、優れた物性をもっているために様々な種類のものが開発されました。フロンには次のような性質があります。①無色・透明。②毒性がほとんどない。③引火・爆発しない。④熱に対して安定で、容易に分解しない。⑤化学的に不活性で、機械油等とは反応せず、腐食性もない。⑥熱伝導性が低く、断熱性に優れている。以上のような性質を利用して、建築用の断熱材・ウレタンフォーム・食品包装用のトレイ等の製造時の発泡剤、冷蔵庫・エアコンの冷却剤、スプレーの噴射剤、IC等の電子部品の洗浄剤等、幅広く使用されてきました。このようにフロンは産業活動や日常生活にとり、とても便利な物質でしたが、地球のオゾン層を破壊することが判明したため、国連環境計画を中心として国際的な対策の取組が行われるようになり、より影響の少ない代替フロンへの転換が進められています。

・ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。無色の液体で、エタノールのような臭いがあります、高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性もあります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

・テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されます。テトラクロロエチレンが高濃度の場合、眼、鼻、喉を刺激します。蒸気を吸引すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こします。また、がんの原因にもなるといわれています。

・トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。トリクロロエチレンは、クロロホルムのような臭いがあり、眼、鼻、喉を刺激します。蒸気を吸引すると頭痛、めまい、吐き気および貧血、肝臓障害を起こします。また、がんの原因にもなるといわれています。

・ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれています。

・硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄 (S) と酸素 (O₂) の化合物全体のことをいい、主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、二酸化硫黄 (SO₂) がその主なものです。二酸化硫黄は、無色の刺激性の気体で水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれています。

・窒素酸化物 (NO_x)

窒素 (N) と酸素 (O) の化合物全体のことをいい、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) がその主なものです。

燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するなど物を高温で燃焼させることにより発生するほか、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。二酸化窒素は赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

・一酸化炭素 (CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、たばこ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・光化学オキシダント (Ox)

大気中のオゾン、パーオキシシアセチルナイトレート (PAN 類) 等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が、強い日差しを受け光化学反応を起こし生じたものですが、その生成は反応物質の濃度レベルのみならず気象条件に大きく依存しています。人体への影響は、高濃度のときは眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、植物被害等生活環境にも影響を及ぼすといわれています。

・光化学スモッグ

光化学オキシダントによるスモッグのことで、春から夏にかけて、陽射しが強く、気温の高い日や風速が弱く大気が拡散しにくい状態のとき出現したりします。光化学スモッグが発生すると、眼や喉を刺激し、頭痛を起こしたり、植物の葉を白く枯らせたり、ゴムの損傷を早めたりします。

◆ 水質関係用語 ◆

・生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている以下の 11 項目です。水素イオン濃度指数 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、n- ノルマルヘキサン抽出物質、浮遊物質 (SS)、溶存酸素 (DO)、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール。

・健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準が定められているカドミウムを始め 27 項目のことをいいます。

・汚濁負荷量

河川や海に排出される汚濁物質の量のことで、たとえ濃度が低くても排出量が多ければ、環境に与える影響が大きくなるので、環境への影響を推定するには、通常、この汚濁負荷量を用います。排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって算出することができます。

・生活雑排水

私たちの日常生活にともなって排出される台所、洗濯、風呂等の排水です。近年、河川等の大きな汚濁源として、対策が急がれています。

・富栄養化

人間の活動の活発化にともない、河川等から窒素、リンといった栄養塩類がたくさん閉鎖性水域等に流入するようになると、水域内部で藻類や植物性プランクトンやその他の水生生物が異常に繁殖するようになります。その結果、赤潮やアオコが発生し、水道水や漁業等障害をもたらしたりします。このような状態を招くこととなるような栄養塩類の過剰な状態を富栄養化といいます。

・pH

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示します。

pH 0 ～ 7 — 酸性（数値が小さくなるほど酸性の度合いが強くなります。）

pH 7 — 中性

pH 7 ～ 14 — アルカリ性（数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強くなります。）

・生物化学的酸素要求量 (BOD)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量をいいます。BOD が高いことはその水の中に微生物により酸化分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の中の溶けている酸素（溶存酸素）を多量に消費し魚介類に被害を及ぼします。

・化学的酸素要求量 (COD)

主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 100℃で酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化するときに消費される酸素量をいいます。この値が大きいかほど汚濁が進んでいることを意味します。

・浮遊物質 (SS)

水中の砂やプランクトン等、粒径 2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。浮遊物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与え、有機物の場合には腐敗して溶存酸素を消費し、更に魚類のえらに付着してへい死させたりする一方、河川に汚泥床を形成したりします。

・溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、水中に住む生物の活動や繁殖に欠かすことができません。一般に正常な河川では、DO はほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14 mg/l 程度で温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8 mg/l 程度になります。）に達していますが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、DO の値は低くなります。

・n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックス、グリセロールなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」と言われており、鉱油、動植物油等の量を表す指標として使われています。

・大腸菌群数

大腸菌を始めとして、人や動物の腸管内に常在する一群の細菌を大腸菌群と呼び、し尿等による汚染の指標となります。大腸菌群自体の病原性は少ないのですが、腸管内系の菌には、病原菌である赤痢菌やチフス菌等もあるため、水の衛生学的安全性を確認する指標ともなります。大腸菌群数の単位は MPN/100ml（環境基準）、または個/c m³（排水基準）を用います。

・界面活性剤

水と油などの溶け合わない物の境界面に入って溶け合わない性質をやわらげる働きをもつ物質のことを

いいです。この働きが布等に染み込んだ汚れを落とすのに効果的であるため、洗剤の主成分として使用されています。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。これらは肥料、火薬製造、ガラス製造の原料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症（血液中の酸欠による呼吸困難）を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

・カドミウム (Cd)

主に亜鉛の生産にともなって産出される重金属。メッキ工場、塩化ビニール工場、亜鉛精錬所、機械、電子機器製造工場等が主な発生源です。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒になり、機能低下をともなう肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を引き起こします。富山県神通川流域で起きたイタイタイ病は、カドミウムによる慢性中毒が原因でした。

・全シアン (CN)

シアンは化合物としてシアン化水素、シアン化ナトリウム、シアン化カリウム等をつくるが、これらの化合物は一般に極めて強い毒性を持ち、人体への影響も速く、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、麻痺等を起こして死亡します。（致死量は、シアン化カリウムで0.15～0.30gです。）シアンは、メッキ工場などのシアン化合物を使用する事業所および鉱山からの廃液に含まれています。

・鉛 (Pb)

鉛は化学的に耐久性が大きく、加工が容易であるので、水道管等に広く用いられてきました。また、一酸化鉛、四酸化三鉛等の化合物は、顔料、サビ止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨剤、バッテリーの電極等に利用されています。血液中に吸収された鉛のイオンは、赤血球に付着してその破壊を速め、あるいは骨髄中の赤血球の生成を阻害します。しかし、通常は鉛中毒の多くは慢性中毒であって、極めて少量の鉛を長期間持続的に摂取（通常、毎日0.5mg以上を摂取すると体内蓄積が起こるとされています。）することによって起きます。

・クロム (Cr)

クロムは耐蝕性に富み、電気メッキやステンレス原料として用いられる金属です。クロムは2価、3価、6価（他の原子や分子と結合する手が2本、3本、6本あるということです。）の化合物をつくりませんが、特に6価のクロムを含むクロム酸、重クロム酸などが有害であり、これらの粉じんやミストの吸入が続いたときには、呼吸器の粘膜が刺激され、喘息に似た症状を招き、長期にわたると肺がんの原因となる可能性があると考えられています。

・砒素 (As)

硫化鉄鉱の金属硫化鉱物によって産出される半金属。銅、亜鉛、鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物はすべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に蓄積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、吐き気、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれています。

・水銀 (Hg)

常温で唯一の液体金属で、室温で容易に蒸発し、毒性を発揮します。水銀の用途は、各種触媒や医薬品用が主体で、この他に各種計器や電気器具等に用いられています。水銀は神経系を侵し、手足の震えを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退を引き起こします。これが金属水銀によるものである場合には蓄積性も乏しく、症状もひどくなければ一過性で全治しやすいとされていますが、有機物と化合してできる有機水銀、中でもアルキル水銀（メチル水銀、エチル水銀等）による場合には、特異な猛毒を示すため、いったん発症すると、重症の神経症状として現れます。水俣湾沿岸および阿賀野川流域で発生した有機水銀中毒（水俣病）の原因はメチル水銀でした。

・四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭をもつ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起こしたり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

・シスー1，2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

◆ 騒音・振動関係用語 ◆

・騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味して、dB (A) で表します。

・振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに周波数による感覚補正を加味して dB で表します。

・等価騒音レベル

騒音を測定する場合、例えば、常時稼動している工場の機械のように、ほぼ一定しているような騒音であれば問題はないのですが、騒音が大きくなったり小さくなったりと大きく変動するような場合、その騒音をどのように平均をとり、評価をするかが問題になります。等価騒音レベルというのは、そのような騒音を評価する方法の一つです。「変動する騒音」を一旦、エネルギーの大きさに変換します。そしてその後、エネルギーと同じ大きさを持つ「変動しない騒音」に変換し直し、その騒音のレベルで示します。このようにして変換した騒音レベルは LAeq と表します。

・中央値、上端値、下端値

全測定値を大小順に並べたとき、全個数の 50%目の値を中央値 (L50) といい、変動が大幅かつ激しい

騒音の評価に使います。測定値の全個数の 5%から 95%までの値を 90%レンジといい、5%目の値を上端値 (L5)、95%目の値を下端値 (L95) といいます。変動する騒音の規制には、上端値 (L5) を使用し、環境基準に係る測定には中央値 (L50) を使用していましたが、平成 11 年度より等価騒音レベル (LAeq) を使用するようになりました。

- **近隣騒音**

近隣騒音とは、人声、家庭のピアノ、クーラーからの音などの生活騒音をいいます。

- **要請限度**

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のための道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

資 料

○知立市環境基本条例

平成 19 年 3 月 27 日 条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条）

附則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷がもたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなってきました。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環

境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨

として行われなければならない。

- 3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。
- (4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策

(公害の防止等)

第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する

教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 17 条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視等の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、知立市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体及び事業所を代表する者

(3) 公募市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止)

2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例（平成14年知立市条例第15号）は、廃止する。

(知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年知立市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例（平成19年知立市条例第10号）第20条に規定する知立市環境審議会」に改める。

○知立市環境審議会規則

平成19年3月27日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市環境基本条例（平成19年知立市条例第10号）第20条第7項の規定に基づき、知立市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理をする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○知立市あき地環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草などを除去し、生活環境の保全を図り、かつ、犯罪、災害等を防止し、もって健康で文化的な市民生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「あき地」とは、住宅及び事業所周辺において、現に人が使用していない土地及びそれと同様の状態にあるもの、並びに資材その他の野積場をいう。

2 この条例において、「不良状態」とは、雑草などが繁茂することにより、害虫の発生源になったり、ゴミの不法投棄を誘発したり、又は犯罪や火災の発生を誘発するなど、市民の衛生、安全など生活環境に支障をきたす状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該あき地が不良状態にならないよう雑草などを除去し、常に適正な維持管理をしなければならない。

(指導、勧告)

第4条 市長は、あき地が現に不良状態にあるとき、又は不良状態になるおそれのあるときは、当該所有者等に対して必要な指導をし、又は不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、所有者等が前条の勧告を履行しないときは、期限を定めて当該あき地の不良状態の除去について必要な措置を命令することができる。

(委託)

第6条 所有者等は、自ら不良状態の解消ができないときは、市長にこれを委託することができる。

2 前項の委託に要する費用は、所有者等の負担とする。

(除去の代行)

第7条 市長は、第5条の措置命令を受けた所有者等が履行期限を経過しても当該措置命令に係る不良状態を除去しないときは、市長は、職員又は第三者をして所有者等のなすべき行為を代行させ、その費用を所有者等から徴収することができる。

2 前項に規定する行為の代行の手続きは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定を適用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

○知立市環境美化推進条例

平成23年3月25日条例第9号

（目的）

第1条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。

(6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。

(7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（環境美化推進市民行動の日）

第 5 条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、毎年 6 月の第 1 日曜日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

（空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止）

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第8条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(犬及び猫の管理)

第9条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(土地の管理)

第10条 土地(知立市あき地環境保全条例(平成4年知立市条例第22号)第2条第1項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。)を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境美化指導員)

第11条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

- (1) 第13条及び第14条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。
- (2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

(環境美化推進員)

第12条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第2号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者
- (3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者
- (4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第14条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)

- 2 知立市空き缶等散乱防止条例（平成 7 年知立市条例第 43 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第 4 条第 2 項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

知立市民の誓い

かきつばたの花、街道の松並木。

歴史と伝統にはぐくまれた、明るく住みよい知立市の発展をめざし、ここに、わたしたちは市民の誓いをさだめます。

1. 交通道徳を守り、安全なまちをつくります。
1. 健全な環境をつくり、若い力を育てます。
1. 感謝の心を持ち、明るい家庭を作ります。
1. 公共物を大切にし、美しいまちをつくります。
1. 教養を高め、文化の向上につとめます。

令和2年度版 知立の環境

令和2年8月発行

編集 知立市市民部環境課

〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

電話 (0566)95-0154

FAX (0566)-83-1141(代)

URL <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>

Eメール kankyo@city.chiryu.lg.jp

発行 知立市

(再生紙使用)